

令和8年3月10日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和8年3月10日(火) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
4番	藪内真由美	5番	門 秀俊
6番	兼若 幸一	7番	中野 一郎
8番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	村井 勉	13番	渡邊美喜子

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	柴田 浩志
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、 議会事務局職員

事務局長	小野 由美子
事務局長補佐	香川 馨一
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（金井 浩三）

皆さんにお願いします。

携帯電話の電源をお切りになるよう、よろしくお願い致します。傍聴席の方もよろしくお願いします。

それでは一同、ご起立お願いします。礼。

ご着席下さい。

おはようございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は12名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、2番 氏家 法雄 君、10番 古川 幸義 君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに7番、中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

お早うございます。

7番、中野 一郎でございます。よろしくお願い致します。

画像チェックを先にします。

それでは始めさせていただきます。

次の3点について質問致します。まず1番目がSTEAM教育について、2番目が道路舗装の長寿命化について、3番目が心のバリアフリー化について。以上3点で行います。

まず1番目のSTEAM教育について。

ITやグローバル化に伴い、多様な社会的課題が生じている今日においては、これまでの文系・理系といった枠にとらわれず、各教科の学習を総合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結びつけていく資質・能力が必要になっていきます。

STEAM教育とは、科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術・リベラルアーツ（Art）、数学（Mathematics）の5つの分野を横断的に学

ぶことで、今表示しているこの科学、技術、工学、芸術・リベラルアーツ、数学の5つの分野を横断的に学んで、実社会の課題解決や新たな価値創造ができる人材を育成する教育アプローチです。AI時代に求められる創造性や問題解決能力を育むことを目的にしています。

STEAM教育は、もともと科学、技術、工学、数学を統合したSTEM教育にArt（芸術・リベラルアーツ）が加わったものです。Artには、絵画や音楽といった芸術だけでなく、文化、生活、経済、法律、政治、倫理など幅広い分野を含みます。

STEAM教育は、複雑化する社会問題に対応するため、批判的思考力、創造力、問題解決能力、探求心や知的好奇心等の能力を育成することを目的にしています。

日本では、内閣府が提唱する「Society5.0」の実現に向けて、STEAM教育が重視されています。文部科学省も、各教科等を横断した学習を推進しています。小学校から高校まで、探求学習や教科横断的な授業を通じて、STEAM教育が近隣の市町でも実践されています。

このSTEAM教育は、他人任せではなく自らが考えて答えを導き出そうとする姿勢が生み出され、最終的には幸せで充実した子どもを育てることに繋がっていきます。そこで、次の4点についてお伺いします。

まず1点目、本町でのSTEAM教育の取組状況についてお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の本町でのSTEAM教育の取組状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町においては、「STEAM教育」という呼び方はしていませんが、学校現場では、学習指導要領の趣旨に則り、実質的に同様のねらいを持った教育活動を各教科で展開をしています。

具体的には、次のような取組を進めています。

一つは、1人1台端末を活用した情報活用能力の育成です。算数・数学や理科、技術の授業などにおいて、1人1台端末を活用しながら計算データや実験データを処理することで情報活用技能を高めたり、プログラミング学習を取り入れることで、論理的な思考力を養ったりしています。また、その他の教科等においても、情報収集や自分の考えを表現するときに活用するなど、ICTを学習ツールとして使いこなす力を育成しています。

次に、「総合的な学習の時間」における探究活動が挙げられます。地域の産業や環境問題などをテーマに自ら課題を設定し、情報を収集・分析し、解決策を創造して発表するといった、まさにSTEAM教育の核となる「課題解決型学習」を推進しています。多度津中学校ではキャリア教育の教材を活用し、探究的な学びにつながるスキルや考え方の習得を行っています。また、多度津小学校では、来年度から高学年を対象に個人探究の時間を設定し、自分の興味、関心のあることを追究出来るよう

な時間を確保する予定です。

その他には、教科等横断的な視点による授業づくりです。例えば、図画工作科における造形活動に算数の図形の知識を取り入れたり、理科で地震や土砂災害が発生する自然現象のメカニズムを学習し、社会科で地域のハザードマップや過去の災害史を調べ、国語科で調べた結果を分かりやすくまとめ、プレゼン資料を作成したりするなど各教科の学びを繋ぐ工夫をしています。

このように、既存の教育課程の中でSTEAM教育の狙いである「知る」と「創る」が循環する学びを今後も大切にしていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、STEAM教育の取組状況について、「教育委員会だより」に掲載したり、町ホームページに掲載したりはしていますか。していなければ、実施について周知してはどうでしょうか。お伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員のSTEAM教育の取組状況の周知についてのご質問に答弁をさせていただきます。

教育委員会だよりや町のホームページを通じた広報活動は、町民の皆様に教育現場の今を知って頂き、学校教育への関心と理解を深めて頂くために大変重要であると認識しています。現在の取組状況としては、「教育委員会だより」や各校から保護者に向けて配信している「学校だより」等を通じ、GIGAスクール構想に基づく「1人1台端末」の活用事例を中心に紹介をしています。授業内でタブレットを文房具のように使いこなし、児童生徒が自ら調べたり、意見を集約したりする生き生きとした姿については、一定の広報が出来ているものと考えています。しかしながら、ホームページでの広報は十分とは言えません。議員にご提案いただいた「教育委員会だより」をホームページへ掲載することについては、本年度より実施しています。今後は、ホームページでの広報の方法についても研究していきます

また、中学校での生成AIを活用した特別授業は、保護者や町内関係者にも案内をし、参加した保護者の方に中学校での様子を実際に見て頂くことが出来ました。一方で、「プログラミング教育」や「教科横断的な学習」「探究的な学習」といった具体的な活動内容については、まだ十分に紹介しきれていない面があります。今後は、本町の児童生徒が今、何を学び、どのような力を身につけようとしているのかを、より具体的かつ魅力的に発信出来るよう「教育委員会だより」等を活用して、広報活動の更なる充実に努めます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、教育委員会としてのSTEAM教育に対する考え方をお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員のSTEAM教育に対する考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

教育委員会としては、STEAM教育を単なる理数系教育の強化ではなく、各教科で学んだ知識を統合し、実社会の課題解決に生かす力を育む重要なものであると捉えています。

本町では、「STEAM教育」という名称を前面に出してはいませんが、その中核である課題解決型学習を地域を舞台に実践しています。例えば、総合的な学習の時間において、地域の課題を見つけ、その課題に関わる情報を分析し、それを解決するためのアイデアをタブレットでスライドや動画にまとめ、見てくれる方に伝わるデザインで表現するといった活動です。このような活動はまさに、教科の枠を超えたSTEAMの理念を体現した学びであると考えます。

本町の豊かな自然や産業、伝統文化そのものを生きた教材と捉え、地域課題を自分事として捉える探究学習こそ、本町らしいSTEAM教育の姿であると考えています。今後も児童生徒が失敗を恐れずに試行錯誤できる環境を整え、予測が難しい時代を創造力と論理的思考力を持って切り拓いていける資質・能力を着実に育てていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、STEAM教育の課題の一つに教員の不足があると思われませんが、GIGAスクールを含めた色々な課題に対する教員の育成をどう進めていくかお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の色々な課題に対する教員の育成をどう進めていくかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

新たな教育課題に取り組む上で教職員の多忙や欠員の状況は、大きなハードルであると認識をしています。組織的な対応とICT支援員や学力向上支援員等の外部人材を町費で配置することにより、教員がゆとりを持って創造的に授業準備にあたる環境づくりを進めていきます。

更なる育成・支援策としては、ICTの活用による教材共有と効率化です。1人1台端末の利点を生かし、優れた授業の実践事例やデジタル教材を校内でクラウド共有します。ゼロから教材を作る負担を軽減し、質の高い授業を誰もが実施出来る仕組みを構築していきます。

次に研修の充実です。座学中心の研修ではなく、実際の授業を一緒につくり上げる校内研修や先進校の視察報告を共有する場を設けます。特に、ICTの活用が不安な教員に対しては、本年度はAIドリルの企業の研修担当者やGoogleワークスペースの研修指導員などの外部人材に来て頂く研修を実施しました。技術的な不安を解消しながら、実践の中でスキルを磨いて欲しいと考えています。

教員不足という課題があるからこそ、ICTツール等を活用しながら情報を共有し、教員が一人で抱え込まない体制をつくるのが、創造的な学びを継続させる近道であると考えています。教育委員会としても、現場の声を丁寧に聞きながら、共有体

制の構築や教員のためになる研修の充実に力を注いでいきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

昨年の9月に、2030年度からデジタル教科書を紙の教科書と同様に正式な教科書として位置付けることが決定されました。デジタル教科書は、国が費用を負担する無償配布の対象となっています。明治以降150年以上にわたって紙が主流だった教科書は、今まさに歴史的な転換期を迎えようとしています。ICT環境も日々猛烈な勢いで進化していると思っています。こういう状況に先生方のICT能力の向上が大事だと思うんですけども、今後もそのご支援をして頂きますよう、よろしくお願い致します。

それでは、次の2番目の質問に入らせて頂きます。道路舗装の長寿命化についてです。

2014年4月に社会資本整備審議会道路分科会から出された提言では、舗装などのインフラ構造物について、経年劣化に基づき適切な更新を検討するよう求められました。これに伴い、舗装の維持管理では「更新年数」を長寿命化により、長期的なコスト削減が求められています。

2013年には「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、2021年6月には第2次のインフラ長寿命化計画が策定されました。そして、インフラを将来にわたって維持するための継続的な取り組みが進められています。

本町では、平成30年度に路面性状調査を行い、令和10年度までの舗装個別施設計画が作成されています。

そこで次の3点についてお伺いします。

まず1点目。今年度になって、今までと異なる舗装工事の工夫した点、工夫している点、また、住民からの道路舗装の要望などの対応で、心がけていることがあればお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の今年度の舗装工事において工夫した点、また、住民からの要望などで心がけていることについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の道路舗装の維持管理につきましては、維持管理費の平準化を図るため、議員のおっしゃるとおり、「舗装個別施設計画」を策定し、毎年度、計画的に維持管理を実施しているところでございます。

しかしながら、前回の路面性状調査から約7年が経過しており、当初計画していた路線以外にも「ひび割れ」や「わだち掘れ」など舗装の劣化が進行している路線もあり、住民の方々から修繕要望などを頂いている状況であります。

こうした状況を踏まえ、住民の方々からの要望やその路線の交通量、重要度、劣化

度などを総合的に勘案し、優先順位を見直すなどの工夫を行い、優先度の高い路線から順次、舗装改良及び修繕工事を実施するなど、適切な維持管理に努めております。

なお、舗装改良及び修繕工事につきましては、これまでのような損傷が顕在化してから補修を行う「事後保全型」の補修だけではなく、路面の損傷進行度合いを確認・調査し、長期的に最も有効的な補修・修繕内容を検討するなど大規模修繕の抑制を目的とした「予防保全型」の維持管理を実施しており、舗装寿命の延伸とライフサイクルコストの縮減を図っております。

また、住民の方々より舗装の修繕要望があった場合には、現地の状況を速やかに確認し、軽微な修繕で対応可能なものにつきましては、建設課職員で応急補修を実施するなど柔軟かつ機動的な対応を心がけております。さらに、舗装の損傷状態によっては、年間で工事を委託している舗装維持業者において、舗装の打換えをするなどの修繕を行っています。

今後も、町道の現状把握に基づく計画的な舗装修繕に努めるとともに住民の皆様からの要望も踏まえ、現地に応じた適切な道路舗装の維持管理に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に、コンクリート舗装について伺います。

耐久性の高いコンクリート舗装や、アスファルトとコンクリートを組み合わせた複合舗装を場所によって使い分けることも長寿命化に繋がります。特に、交通量の多い交差点などでは、プレキャストコンクリート板を適用することで轍掘れや骨材飛散の問題を解決し、補修頻度を減らすことが出来ますが、コンクリート舗装等についてどう考えるかお伺いします。

建設課長（柴田 浩志）

中野議員のコンクリート舗装等についてどう考えるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町における舗装工事については、コンクリート舗装と比べ、施工費用が安価であり、短期間で施工が可能であるアスファルト舗装を採用しています。

しかしながら、アスファルト舗装は「ひび割れ」や「わだち掘れ」などが発生しやすく、大型車の通行量が多いなどの交通事情によっては頻繁に補修を行う箇所が発生するデメリットもあります。

一方で、コンクリート舗装は、耐久性が高く、耐用年数が高いなどライフサイクルコストの縮減につながるメリットがありますが、アスファルト舗装と比較すると初期施工費用が高く、工事期間や道路の通行規制の期間も長く必要となるほか、上下水道管、電気・ガス・通信施設などといったインフラ施設が埋設されている道路の

維持管理や修繕に要する復旧費用が高額になるなどのデメリットもあります。議員ご提案の工法の使い分けについては、補修頻度の減少などの効果が期待出来る有効な手法であると認識していますが、いずれの工法にもメリット・デメリットがありますので、各路線の現況や初期施工費用とライフサイクルコストなどを総合的に勘案した上で、その路線に適した工法を選択していくことが最も重要だと考えています。

今後も新しい工法などの情報収集や先進地事例などを研究し、適切な工法を柔軟に選択していけるように努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、次期の路面性状調査・舗装個別計画、これはデジタル技術の活用と将来展望についてですが、国土交通省では、舗装の長寿命化と予防保全を実現するため、定期点検結果に基づいた適切な診断と、ライフサイクルコストを考慮した修繕の実施を推進しています。点検、計画、設計、施工、品質管理のあらゆる段階でデジタル技術（DX）やAI診断を積極的に活用し、舗装マネジメントの効率化と技術の向上を目指しています。

そこで、本町では次期の調査・計画についてどのように進めていく考えかお伺いします。

建設課長（柴田 浩志）

中野議員の次期、路面性状調査及び舗装個別施設計画についてどのように進めていく考えかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町での「路面性状調査」については、平成30年度に路面性状調査車を使用して点検調査を実施しており、その調査結果に基づき、令和10年度までの「舗装個別施設計画」を策定し、道路舗装の計画的な維持管理に努めているところです。

舗装の長寿命化を図り、予防保全を実現するためには定期的に点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を行い、補修ストックの増加を防ぐことが最も重要だと考えています。

また、計画的な維持修繕を継続していくためには、切れ目なく「舗装個別施設計画」を更新していく必要があると考えており、現行計画の終了年度である令和10年度までには、次期計画の策定を完了したいと考えています。

本町における次期、点検調査及び計画の策定については、これまで路面性状調査車を使用し、路面状態の撮影を行い、目視にて確認する手法での調査を実施していましたが、近年、スマートフォンや車載カメラ等で撮影した路面画像や各種センサーから得られるデータをAI技術により自動解析し、路面の損傷状態を判定するなど、新たな路面性状調査の手法が実用化されています。また、従来の路面性状調査車に比べ、一般車両での調査が可能となるため、安価で広範囲を効率的に調査することができ、さらに将来的には路面性状の変化を予測し、予防保全型の維持管理に活用

出来るなどが期待されています。

本町においてもAI技術の活用について調査精度などを十分に検証し、また、既に導入している近隣市町の状況を参考にしながら導入を検討していきたいと考えています。

今後も、国の取組に関する情報をはじめ、先進事例等の情報収集に積極的に努めながら、効率的かつ計画的な舗装修繕に努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

道路舗装がなければ、交通の発達や住民の快適な生活は成り立ちません。家を出れば必ず道路に出るのですから、車はもちろん自転車や歩行者が毎日通る道がポコポコで常に水が溜まっていたらどうでしょう。快適な生活は送れません。今後も住民が快適な生活を送れるように、道路舗装の長寿命化を進めていただきますようよろしくお願い致します。

それでは次に、3番目の心のバリアフリーの質問に移ります。

心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。そのためには、一人ひとりが具体的な行動を起こし継続することが必要です。

各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとしては、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」があります。それが次の3点あるんですけども、時間の都合でその3つの説明を省略します。

つまり、心のバリアフリーはユニバーサルデザインのまちづくりと言い換えることが出来ると思います。ユニバーサルデザインのまちづくりとは町民一人ひとりが、互いの違いや個性等に気付き、理解し合うことから始まります。そこから互いを思いやる気持ちが育まれ、一人ひとりの行動へと繋がっていきます。これらが一体となって推進されるよう、学ぶ機会や互いを知るための町民交流、分かり易い情報伝達等多様な面から参加・参画の場や機会を与えていくことを指します。

本町では「第5次多度津町障害者基本計画」の「基本方針7」にそのことが次のように謳われています。現状と課題ということで「障害がある人が安全で快適に生活ができる地域は、すべての町民にとっても生活がしやすい地域だと言えます。日常生活のさまざまな場面で、障害のない人では気づくことのない『障壁』を取り除き、障害のある人が安心して生活できる環境を整備することが必要です。そのため、地域住民や関係機関と協働し、安心・安全で住みよいまちづくりを推進していくことが重要です。また、公共施設等のバリアフリー化に努めるとともにユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを推進し、環境の整備を促進する必要があります。」それを参考に、施策展開に記載されている項目の中で、次の6点に

ついて質問させていただきます。

1 番目、公共施設や歩道の整備ということです。前段は飛ばします。この施策の中の公共施設のバリアフリー化を進めるといふ文言があるんですけども、学校も含めたバリアフリー化の現状と課題についてまず伺います。

総務課長（谷口 賢司）

中野議員の公共施設のバリアフリー化の現状と課題についてのご質問のうち、学校施設以外の公共施設についての答弁をさせていただきます。

現在、本町では、学校施設以外にスポーツセンターなどの社会教育施設や各地区公民館、児童館といった不特定多数の方が利用される施設のほか、町営住宅や消防団屯所、ポンプ施設等の利用する方が限られる施設など様々な施設を管理しています。これらの施設は85施設あり、うちバリアフリー化に対応済み又は一部対応済みの施設は、全体の約29%にあたる25施設です。一方、対応できていない施設は、全体の約71%にあたる60施設となっています。

役場庁舎及び地域交流センターなどの比較的新しい施設は、基本的にバリアフリー化対応済みであり、その他の不特定多数の方が利用する施設の一部でも、段差解消や手すりの設置等の対応が行われていますが、対応できていない施設も多数あるというのが実情です。

これらの施設のバリアフリー化に関する課題としては、築年数の古いものについては、施設自体の面積が限られているため、バリアフリー化に対応するだけのスペースが確保できないことや、まずは、老朽化による危険箇所の修繕が必要であるため、バリアフリー化の対応にまで追い付いていない等があります。

今後、同様の施設のバリアフリー化の状況について、周辺自治体の情報を確認する等、研究したいと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

教育総務課長（池田 友亮）

中野議員の学校施設のバリアフリー化の状況と課題についてのご質問のうち、学校施設について、答弁をさせていただきます。

学校施設においては、平成27年度に改築された多度津中学校及び平成29年度に改築された白方小学校の新校舎がバリアフリー対応の施設となっております。また、本年度、豊原幼稚園に常時車いすを使用する医療ケア児が入園することに伴い、令和6年度末に玄関及び園庭から外廊下へ渡るためのスロープを設置いたしました。また、豊原小学校や四箇幼稚園の手すりなど、配慮が必要な園児児童が学校生活を行う上で対応可能なものは、実施しております。

ただし、園舎及び校舎は、段差等の対応箇所の数が多く、また、建築年数が経っているため、全てをバリアフリー対応の施設にするのは難しい状況です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次にサービスの効果的な提供ということなのですが、これも施策の内容についての説明は省略させていただきます。この施策の中の、移動支援サービスを効果的に提供、通訳者を積極的に派遣という文言があります。これの現状についてお伺いします。

健康福祉課長（山内 剛）

中野議員の移動支援サービスの効果的な提供、通訳者の積極的な派遣の現状についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、移動支援サービスにつきましては、身体的な障害を持つ方が、移動手段を確保し、より良い生活を送るための基盤を提供するもので、身体的な障害を持つ方が日常生活や社会活動に参加する際に必要不可欠な支援の一つであると認識しています。

本町でも多度津町移動支援事業として、単独で外出が困難な障害児及び障害者に対して、外出時にガイドヘルパーを派遣し、移動の介助及び介護を提供しています。本年3月3日現在、49名が利用登録を行っていますが、現在は、各事業所におけるガイドヘルパーの人員不足により、登録者の全ての利用希望に対し、対応できていない現状となっております。

次に、手話通訳者の積極的な派遣につきましては、障害を持つ方が社会参加を果たすためには、コミュニケーションの障壁を取り除くことが極めて重要であると考えております。手話通訳の提供は、聴覚に障害を持つ方々が情報を得るための重要な手段であり、社会とのつながりを深めるための手助けになると考えております。本町でも多度津町手話通訳者派遣事業として、今年度は1名の利用者に対して、延べ7日間、手話通訳者を派遣しております。また、聴覚障害者に対して、要約筆記者を派遣する多度津町要約筆記者派遣事業につきましては、ここ数年間利用実績がありません。

なお、本町で、県が実施する手話通訳者養成講座に地域交流センターを会場として提供しております。受講の全過程のうち、一部の過程が本町で受講可能となっております。喫緊の課題である中讃地区における通訳者の人材確保に寄与しているものと考えております。

今後とも、障害者の方々が安心して地域社会に参加できる環境整備に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、ユニバーサルデザインの推進についてお伺いします。

これも施策の説明は省略します。この施策のユニバーサルデザインのまちづくりの取り組みについてお伺いします。

健康福祉課長（山内 剛）

中野議員のユニバーサルデザインのまちづくりの取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ユニバーサルデザインのまちづくりは、全ての人々が快適に生活できる環境を整備するための重要な取組であり、障害のある方や高齢者、子どもたちにとっても生活しやすい社会の実現を目指すものです。

具体的には、交通機関を含む公共空間のバリアフリー化を進め、全ての人々が快適に生活出来る環境を整えることや町外からも安心して訪れることが出来る環境を整備することにより、地域の活性化にも寄与することが期待できると考えております。

また、ユニバーサルデザインのまちづくりは、単に物理的なバリアを取り除くだけでなく、心のバリアフリーも同時に進めることが必要です。心のバリアフリーとは、障害の有無や理解の違いに関係なく、誰もが安心して交流出来る環境を作ることを目指すものです。この取組は、社会全体が多様性を受け入れ、共生社会を実現するために不可欠な要素であり、全ての人々が社会とつながりを持ちながら生活出来る環境を整備しなければなりません。相互理解の普及や偏見の解消が重要であり、そのためには啓発活動を積極的に行う必要があると考えております。

今年度の具体的な取組は、多様性や相互理解の推進のために、「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり」のためのゲートキーパー養成研修を9月24日に開催しました。また、12月24日には様々な困難を抱える方々の尊厳を守り、批判や偏見ではなく、寄り添いと理解を以て、地域住民がお互いに理解し合い、支え合う豊かな共生社会を築くことができるように、ひきこもり講演会を開催しました。

今後もユニバーサルデザインのまちづくりに積極的に取り組みたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、企業への啓発についてお伺いします。

これも施策の説明については省略します。この施策の中の、企業等に対し車イスなどの支援器具が利用しやすい環境づくりやバリアフリー化等の啓発事例についてお伺いします。

健康福祉課長（山内 剛）

中野議員の企業等に対し、車イスなどの支援器具が利用しやすい環境づくりやバリアフリー化等の啓発事例についてのご質問に答弁をさせていただきます。

障害のある方々が快適に生活し、働くためには社会全体がバリアフリー化を推進し、合理的配慮を提供することが不可欠であるため、企業等に対しても啓発活動を行っております。

まず、合理的配慮の重要性につきましては、障害者差別解消法に基づき、障害のある方々のニーズに応じた合理的配慮を提供することが令和6年4月1日から義務化

されています。この法律では、特に障害を持つ方々が日常生活を送る上で直面する様々な社会的バリアを取り除くことが求められており、企業における設備のバリアフリー化も重要な取組となっています。

令和5年度に障害者手帳所持者の方にアンケートを実施したところ、当該義務化の認知度は6.6%に留まりました。このアンケート結果を受けて、企業及び障害者の方への周知の必要性を認識し、様々な周知に努めております。

具体的には「広報たどつ」の各年12月号における「障害者週間」に関する記事の中で、当該義務化について繰り返し周知しています。また、本町ホームページにおけるリーフレットの掲載や、企業向けの啓発として多度津商工会議所にチラシを配布し、町内の事業者への周知を依頼していることや、県が作成した「あなた・わたし みんなの人権」という冊子を配布して、心のバリアフリーや情報のバリアフリー、施設のバリアフリー、かがわ思いやり駐車場制度等について周知しております。

昨年8月7日には、まんのう町で開催した仲多度郡人権・同和問題講演会に本町から16社の企業が参加して、障害をお持ちの講師が日常生活を送る上で直面している様々な困ったこと等からバリアフリーや合理的配慮について、学ぶことが出来ました。

今後も様々なセミナーや研修等を通じて、車いすなどの支援器具が利用しやすい環境づくりやバリアフリー環境の構築の重要性を企業等に対しても周知を行い、障害のある方々が、自立した生活を送れる社会の実現に向けて、更なる啓発に努めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、サービス提供事業所の整備ということなのですが、これも施策の内容についての説明は省略します。

この施策の中で、中讃西部地域自立支援協議会というものが開催されているのですが、その協議会ではどのようなことが協議されていますか。具体的にお伺いします。

健康福祉課長（山内 剛）

中野議員の中讃西部地域自立支援協議会での協議についてのご質問に答弁をさせていただきます。

自立支援協議会は、障害者総合支援法第89条の3に基づき組織するもので、本町も近隣市町とともに相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関し、中核的な役割を果たす協議の場として中讃西部地域自立支援協議会を設置しております。

障害者が、地域で自立した生活を営むためには、移動支援や日常生活支援、就労支援等、多様なサービスを整備することが不可欠です。そのため、協議会では多くの関係機関との連携をより強化するため、各関係機関の持つ専門知識や施策等の情報を共有し協力することで、より質のよい包括的な支援体制が構築できるように協議

を行っています。

会議の開催状況は、2か月ごとに行政の担当者のほか、支援学校、当事者の代表、市町社会福祉協議会、相談支援事業所等の担当者出席する定例会を開催しております。さらに、市町担当者と相談支援事業所間の打合せ会や精神保健福祉部会、発達障害支援部会、分野別・テーマ別に細分化した部会等を開催しています。

また、ご指摘にある「施設部会」については、今後の再開に向け、日程・内容等、会のあり方について協議を行っているところです。

今後も中讃西部地域自立支援協議会で協議を行い、障害のある人々が必要とするサービスを十分に受けられる環境の整備に努め、地域社会において自立し、活躍出来るよう支援を強化してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この質問の最後に「心のバリアフリー教育とは」ということなのですが、「これまでのオリンピック・パラリンピックを活用した教育の成果を無形のレガシーとして受け継ぎ、共生社会の形成を目指して学校と地域等が連携・協働し、障害のある人や高齢者等を含めた他者の理解を深めるとともに、パラスポーツなどを通じて相互に支え合い、認め合える心を育てる教育のこと」となっているんですけども、本町での心のバリアフリー教育の取組や考えについてお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の心のバリアフリー教育の取組や考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

心のバリアフリー教育は単なる知識の習得ではなく、多様な人々と共生していくための資質・能力を育むものとして重要であると考えています。子どもたちが障害の有無にかかわらず、互いの個性を尊重し、支え合う心を持てるよう教育活動を展開しています。

一つは、体験を重視した障害理解教育の推進です。各小中学校においては、車いす体験やアイマスク体験などを実施しています。何が不自由かを知り、更にどうすれば共に楽しく過ごせるか、子どもたちが自分に出来ることを主体的に考える姿勢を養っています。

もう一つは、道徳教育を柱とした取組です。教材を通じて、自分とは異なる立場や状況にある人々の思いに共感をし、偏見や差別のない社会について多角的に考える授業を行っています。相手の立場に立って想像する力を養うことで、日常生活の中で困っている人に自然に声をかけられる実践的な行動力へと繋げています。

心のバリアフリー教育で大切なことは、どんな人も等しく尊重されるべき一人の人間として向き合うことにあります。今後も子どもたちが多様性を豊かさとして受け入れ、誰一人取り残さない社会の担い手として成長出来るよう、これらの取組を一層推進していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今のこの心のバリアフリーの答弁、非常に丁寧な答弁頂きました。有難うございます。

実施している内容とかこれから進めていくようなことが非常によく分かりました。最初に申し上げましたように、心のバリアフリーの推進イコール町が進めるユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりの推進になろうかと思いますが、社会には多様な人が存在して、その中には社会的な障壁、バリアにより社会参加が難しい人がいます。こうしたことを知らないと、差別するつもりはなくても無意識のうちにバリアを作り出し、人権を侵害していく可能性があります。こうしたバリアを作らないようにするための取組というものを、いま答弁いただいたように今後も行っていくように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わります。有難うございました。

議長（金井 浩三）

これをもって7番、中野 一郎 議員の質問は終わります。

次に4番、藪内 真由美 君。

議員（藪内 真由美）

4番、藪内 真由美でございます。本日もよろしくお願ひ致します。

令和8年3月定例会におきまして、次の3点について一般質問させていただきます。1点目は多度津町総合スポーツセンターの体育館について、2点目は観光事業について、3点目は地域交通についてです。一問一答方式でお願ひします。

まず1点目として、現在、休館となっている多度津町総合スポーツセンターの体育館について質問させていただきます。

西港町にあります多度津町総合スポーツセンターの体育館は、昭和49年2月の臨海土地造成事業と併せて、進出企業の勤労者と町民相互の親睦を含め、昭和55年にスポーツレクリエーション活動を通じて町民の体力増進や健康維持を目的として整備されました。

平成5年には第48回国民体育大会が香川県で開催され、当該スポーツセンターにおいては卓球競技(成年の部)が行われましたが、それ以降も多くの屋内スポーツや多種多様なイベントなどで広く利用され、多度津町民の健康増進とスポーツ・文化活動の拠点として、さらには地域コミュニティの形成を促進する公共施設としての役割を果たしてきました。特に、高齢者の方々にとって社会参加や生活習慣病の予防などにも寄与し、本町のスポーツ振興と福祉向上の両面で貢献してきたと思ひます。

現在、建設から50年近くが経過して施設の老朽化が進んだことで、利用者の安全が確保できないなどの理由から、令和7年4月から休館となっていることは非常に残念でなりません。町民が豊かに、そして地域に愛着を持って生活するためには、単

に住む場所や働く場所があるだけでなく、スポーツやイベントを通して健康増進を図るとともに、住民相互の交流を促進することも欠かすことのできないものと思います。そこで、4点の質問をさせていただきます。

1点目、多度津町総合スポーツセンターが担っている役割や価値、必要性について町の考えをお答え下さい。

教育長（三木 信行）

藪内議員の多度津町総合スポーツセンターが担っている役割や価値、必要性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町総合スポーツセンターは、昭和55年の建設以来、町民の健康増進及びスポーツ振興、そして地域交流の拠点として、長年にわたり重要な役割を果たしてきました。議員ご質問のとおり、平成5年の国民体育大会では卓球競技の会場として使用され、それ以降も多くのスポーツや多種多様なイベントで広く親しまれてきた施設です。

現在、第一体育館については、建設から約45年が経過し、天井、床、外壁等で経年劣化に伴う損傷が多数確認されたことから、利用者の安全を最優先に考え、令和7年4月から休館としており、利用者の皆様にはご不便をおかけしている状況です。なお、町総合スポーツセンター内のその他の施設である第二体育館、テニスコート、武道館及び野球場については、これまでどおり通常運営を行っています。

町総合スポーツセンターの役割は、大きく2つあると考えています。

1つ目に、健康づくり・スポーツの拠点としての役割です。これまで各種スポーツ大会や日常的な練習の場として、幅広い年齢層の町民の皆様にご利用いただきました。特に議員ご指摘のとおり、高齢者の方々にとっては、社会参加の機会や生活習慣病予防の場として大きく寄与してきたものと考えています。定期的な運動習慣の形成は、町民の皆様の心身の健康維持・増進に寄与するものであり、町民の福祉の向上という観点からも重要な意義を持っていると認識しています。

2つ目に、地域コミュニティ形成と交流の拠点としての役割です。スポーツ活動を通じた町民相互の交流は、地域の一体感を醸成し、地域への愛着を深める効果があります。また、スポーツのみならず、多種多様なイベントや文化活動の場としても機能し、様々な世代の方々が同じ施設で活動することにより、世代を超えた交流が生まれることにつながっています。

このように、町総合スポーツセンターは、今後も町民の健康増進及びスポーツ振興、そして地域交流の拠点として重要な役割を担うべき施設であると認識しており、その価値と必要性は極めて高いものであると考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

2点目にまいります。

休館となる以前の利用状況について、過去3年程度の実績を教えてください。

生涯学習課長（福田 純）

藪内議員の休館前の過去3年程度の実績についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町総合スポーツセンターの第一体育館における休館前の過去3年間の利用実績は、令和4年度については、年間利用人数は1万2,407人、利用件数は820件、使用料収入は133万9,350円でした。

令和5年度については、年間利用人数は1万5,067人、利用件数は822件、使用料収入は150万1,570円でした。

令和6年度については、年間利用人数は1万8,279人、利用件数は776件、使用料収入は139万8,210円でした。

また、利用内容については、大きく分けて年間行事と定期利用の2つに分類されます。

年間行事としては、年間15件程度の大会やイベントが開催されてきました。主なものとしては、毎年6月の国体開催記念卓球競技大会に400名、11月のたどつドリムフェスタに約3,000名が参加されてきました。その他、県体操競技大会、県社会人卓球リーグ、インディアカ大会、バドミントン大会、バスケットボールリーグなど各種スポーツの大会のほか、多度津商工会議所主催のたどつ商工フェアなど、多様な用途でご利用頂いていました。

定期利用については、平日の夜間や休日に、バドミントン、ソフトバレーボール、新体操、器械体操、バスケットボールなど様々な種目の団体やクラブが定期的に活動されてきました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

それでは休館後、それまでスポーツセンターの体育館を利用していた利用者はどのようなになったのか教えてください。

生涯学習課長（福田 純）

藪内議員の体育館を利用していた利用者の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和7年4月の第一体育館の休館以降、これまでご利用頂いていた団体の皆様には、現在、各団体の活動日程や種目の特性に配慮しながら、代替施設を利用するなど活動を継続しています。

まず、年間行事としてご利用頂いていた団体については、規模や内容に応じて学校教育活動に支障のない範囲で町内の小・中学校の体育館を中心に代替施設を確保するとともに、イベント開催については町内の施設等を活用しながら対応しています。

次に定期利用頂いていた団体については、それぞれの活動内容に応じて、町総合ス

スポーツセンター内の第二体育館や町内の小・中学校体育館、また一部の団体の方は近隣市町の体育館を活用しながら活動を継続しています。

第一体育館の休館に伴い、ご不便をおかけしておりますが、引き続き、利用者の皆様のご要望をお聞きしながら、できる限りの対応を図っていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

スポーツセンターの体育館については、基本的には更新するのか建て替えをするのかの2択だと思います。その比較検討は既に行っていると思うのですが、その検討内容と今後の予定についての考えをお答え下さい。

生涯学習課長（福田 純）

藪内議員のスポーツセンターの体育館の検討内容と今後の予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

第一体育館については、天井、床、外壁等で経年劣化に伴う損傷が多数確認されたことを踏まえ、施設の改修について検討を進めてきました。しかしながら、町全体の財政状況や他の公共施設の更新計画などを総合的に勘案した結果、現時点では早急な対応が困難な状況となっております。

今後の方向性については、「第一体育館の改修」、「第一体育館の建替え」、「町総合スポーツセンター全体の施設再編」という三つの選択肢が考えられますが、財政状況や町民の利用ニーズ、町全体の公共施設の優先順位なども踏まえて、全庁的な協議の場で慎重に検討を進めていくことが必要であると認識しています。引き続き、町民の皆様が安心・安全にスポーツに親しめる環境の確保に努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

答弁有難うございます。

町の財政難で生涯学習課 福田課長も答弁しづらかったかと思います。町に町営体育館がないのはとても残念でなりません。今後も引き続き検討をお願い致します。次に、2点目の観光事業について質問させていただきます。

多度津町は、これまで観光事業に非常に力を入れており、町内で開催される観光イベントとして毎年4月には「たどつさくらまつり」と「凧揚げ大会」が開催され、8月には「たどつ港まつり花火大会」、秋には「写真コンテスト」なども行われています。また直接的な観光事業ではありませんが、毎年12月頃にまねきねこ課が行っている「桜たんページェント」や、香川県が主催の3年ごとに開催されている「瀬戸内国際芸術祭」なども、広い意味では観光に関連したイベントといえると思います。

これらの事業によって町外から観光客を誘客し、町の賑わいを創出するとともに、町の知名度を向上させるという効果を町は期待しているものと思います。

しかし、最近の物価高騰や人件費高騰によって、例えば4月の「たどつさくらまつり」のライトアップの期間が短縮されるなど、財政面で事業継続が困難になってきていると伺っています。

観光に関わるそれらのイベント自体は「多度津町観光協会」が主に行っていますが、その観光協会に対して町は多額の補助金を運営のために支出し、さらに町が事務局を担っています。

そこで3点の質問をさせていただきます。町の観光行政としてのお答えとして頂ければと思います。

1点目、令和7年度の観光協会に関わるイベントの実施状況と、その参加人数や町にもたらす効果などについてお答え下さい。

産業課長（植松 肇）

藪内議員の令和7年度の観光協会に係るイベントの実施状況と町にもたらす効果についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和7年度に多度津町観光協会が実施した観光事業については、まず4月6日（日）に「たどつさくらまつり」と「たどつ全国凧あげ大会」が同時に開催され、両会場に延べ2,500人の方々が訪れました。

次に8月2日（土）には本町の夏の風物詩である「たどつ港まつり花火大会」が開催され、約4,000発の花火が多度津の夜空を彩り、延べ35,000人の来場者で会場は大いに賑わいました。

また、例年開催しております「たどつ写真コンテスト」では、「たどつの音」をテーマに9月25日から12月1日まで募集を行ったところ、22点の応募がありました。入賞作品は、観光協会のホームページに掲載されるとともに、町役場1階ロビーに展示されました。

これらの観光イベントは、町内はもとより、町外からの交流人口増加の施策として機能しており、イベント当日は、町内の飲食店への来客数増加やJR利用者の増加などプラスの効果がある一方、花火大会では駐車場の不足による違法駐車や、交通集中による渋滞の発生など一部マイナスの面もあることから、今後解決に向けて取り組むべき課題と認識しています。

本町としても、今後とも観光協会との連携を密にし、必要な協議を重ね、地域の活性化につながる活動を支援していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

観光協会の予算はどのようになっていますか。収入と支出の内訳について過去3年程度でお答え下さい。

産業課長（植松 肇）

藪内議員の観光協会の予算についてのご質問に答弁をさせていただきます。多度津町観光協会の総会資料を基に直近3年間の決算額をご報告致します。

まず、令和4年度決算額としては、収入総額が17,372,090円で、そのうち主な収入として町補助金が13,840,000円、協会会員からの会費が2,055,000円でした。次に支出総額は13,831,534円で、そのうち主な支出としてさくらまつり・凧あげ大会が3,595,284円、港まつり花火大会が9,825,737円、写真コンテストが108,517円となっています。

続いて、令和5年度決算額としては、収入総額が19,591,666円で、そのうち主な収入として町補助金が13,840,000円、協会会員からの会費が1,987,219円となっています。次に支出総額が17,653,668円で、そのうち主な支出としてさくらまつり・凧あげ大会が6,045,840円、港まつり花火大会が11,296,554円、写真コンテストが106,410円となっています。

最後に、令和6年度決算額として、収入総額20,054,767円で、そのうち主な収入として町補助金が13,840,000円、協会会員からの会費が2,255,890円でした。次に支出は18,654,110円で、そのうち主な支出としてさくらまつり・凧あげ大会が6,606,971円、港まつり花火大会が11,805,557円、写真コンテストが58,580円となっています。

各年度、支出に対して収入が上回る数字となっていますが、これはさくらまつり・凧あげ大会が年度当初の4月第一日曜日に開催されることから、前年度より準備行為を行っており、そこで執行される予算が前年度の財源で賄われていることに起因しており、該当執行額は翌年度への繰越金として計上されることから収入過多となっております。

なお、令和6年度では予算不足が生じたため、観光協会基金より1,800,000円の繰入れを行っております。そのため、3月1日現在、基金の残高は3,200,000円となっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

今後の実施事業についてお伺いします。

近年では観光協会の運営が厳しいことから、事業内容を一部縮小するなどの対応を行っていますが、それではすべてが中途半端になってしまいます。集客の見込みがあまりない事業は思い切って中止するなどの判断も必要かとは思いますが、補助金を支出している町として今後の実施事業に関するお考えをお答え下さい。

産業課長（植松 肇）

藪内議員の今後の実施事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町観光協会の事業は、収入の大部分を占める町補助金と会員の皆様から頂いている会費などを原資として行っています。

しかしながら、各イベントに係る開催経費は、議員のご質問にもあるとおり物価高騰や人件費の上昇などから増大しており、開催内容の変更や及び規模の縮小により対応がなされています。

産業課で担っている観光協会事務局としても、既存のイベントについては可能な範囲での開催提案を行っているところであり、事業の実施効果などについては観光協会役員会や総会などにおいて会員の皆様からのご指摘やご意見を基に、開催の是非や開催内容についてしっかりと検討を行って頂きたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

答弁有難うございます。

集客数の少ないイベントの中止や時期などの検討も、今後考えていく時期が来ているのではないかと思います。観光協会との連携も大変かと思いますが、町民から見ると観光協会もまねきねこ課も同じ方向性ならば、一つにして有意義なイベントを開催してもらいたいと願っています。どうぞ今後とも検討をよろしくお願い致します。

最後に、3点目の地域交通について質問させていただきます。

令和7年10月からデマンド型交通の実証運行が開始されました。地域交通の確立については、これまで私の議員活動の柱の一つとして、一般質問でも定期的に取り上げさせていただいておりますが、ようやくAIを活用したデマンド型交通の実証運行が開始されたことは嬉しく思っています。そのような中で、私も実際に月に1回ほど「たどつmobi」を利用して、改善点や課題点がないかなどの確認をさせて頂いております。

今後の予定としては、令和7年12月定例会において「3月末を一つの区切りとして実証実験を行う」「実証実験の結果は令和8年6月に報告する」、来年度は車両2台での運行を前提として「今後も切れ目なく実証運行を続けていく」などの報告がありました。また1月6日からは、今回の実証実験の一環としてアンケート調査も行われているようです。現時点では実証実験の途中であり、運行データやその分析なども十分ではないとは思いますが、現時点での実証運行の状況を確認するとともに、既存交通施策の見直しに関する検討状況や今後の方針について併せてお伺いしたいと思います。

では、4点の質問をさせていただきます。

令和7年10月から現在までの実証運行における状況について、利用人数や年齢層、利用時間帯など、分かる範囲でお教え下さい。

町長（丸尾 幸雄）

藪内議員の「たどつmobiの実証運行における状況について」のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、令和7年10月から令和8年1月までの4か月間の実証運行における各月の利用状況について答弁をさせていただきます。

実証運行を開始した10月の運行回数につきましては、運行日数22日に対して

155回、利用者数は183名でした。11月の運行回数につきましては、運行日数18日に対して172回、利用者数は211名でした。12月の運行回数につきましては、運行日数20日に対して231回、利用者数は259名でした。最後に令和8年1月の運行回数につきましては、運行日数19日に対して219回、利用者数は251名でした。これまでの4か月間の実証運行におきましては、延べ904名の方に「たどつmobi」をご利用頂いております。実証運行を開始して以降、利用者数は徐々に増加していることから、住民の方の「たどつmobi」に対する認知度も少しずつ高まっており、地域交通の定着に向けて現時点では実証運行が順調に進んでいるものと考えております。

また、利用者の年齢層につきましては、これまでの延べ利用者数904名のうち、75歳以上の方などを対象とした「特別運賃」での利用が717名と、利用者全体の約8割を占めていることから、75歳以上の高齢者層の方が最も「たどつmobi」を利用している年齢層であると思われまます。

しかしながら、10代の方の利用や保護者の方が予約を行った上で、お子さんが一人で乗車される事例などもあることから、メインターゲットは高齢者の方でありつつも、誰でも使える地域交通を担うといった「たどつmobi」の本来の目的についても一定程度は果たせつつあるものと考えております。

次に、利用にあたっての乗降場所に関する傾向と致しましては、現時点ではJR多度津駅が乗り降りともに最も多く、次いで商業施設、病院、公共施設などが利用先として多い傾向となっております。

最後に、利用時間帯につきましては、午前8時から正午までの午前中の利用が最も多く、その中でも午前11時台が特に利用の多い時間帯となっております。これは、主な利用者層である高齢者の方の買い物や通院に関する移動のニーズが、平日の午前中に集中していることに起因していると推察をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

新たな施策を定着させるには、継続的な普及啓発が重要だと思います。過去の一般質問に対する答弁でも、デマンド交通の利用促進に向けて周知広報を重点的に取り組んでいくとの回答がありました。

現在、実施している普及啓発に関する町の取組みについて詳しくお答え願います。

政策課長（吉田 拓也）

藪内議員の普及啓発に関する取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。議員ご質問のとおり、新たな施策の定着には継続的な普及啓発が必要不可欠であると認識をしております。

特に「たどつmobi」のような地域交通においては、その事業の性質として、すぐに認知が深まったり、一斉に利用が定着したりするものではないことから、事業の実施と並行して普及啓発に取り組み、利用者の増加と定着を図っていくことが重要で

あると考えております。

これまでの普及啓発に係る取組については、令和7年10月からの実証運行開始に先立ち、9月下旬に各地区で説明会を実施いたしました。それ以降も継続して「たどつmobi」に関する説明会を行っております。

具体的には、令和7年12月22日と25日に老人健康施設「湯楽里」において、同施設の利用者を対象とした説明会を行ったり、令和8年1月15日と19日には、地域交流センターで開催された「スマホ教室」に併せて説明会を行ったりしています。これらの説明会においては、実施会場を比較的コンパクトなものとするとともに、参加者に対してマンツーマンで説明が行える体制を整えるなど、高齢者の方を中心に参加者一人一人に寄り添いながら、出来る限り丁寧な説明を心がけております。

なお、これまでの説明会では、説明会直後に乗車予約を頂いたり、自宅付近に乗降スポットの追加リクエストを申請頂いたりしました。また、「今は車を運転しているが、将来免許を返納した際は『たどつmobi』を利用したいので事業を継続してほしい。」とのお声を頂くなど、説明会の参加者からは利用に関して多くの前向きな意見を頂戴しております。

さらに、新たに作成した拡大版のガイドブックをはじめ、ポスターなどを庁舎エントランスに設置したり、関係団体へチラシの配布を行ったりしたことに加え、「二十歳のつどい」や「消防出初式」などの行事やイベントを活用し広報活動も行っています。

今後の予定としましても、説明会を継続的に実施するとともに、高齢者福祉タクシーチケットの申請案内へ「たどつmobi」のチラシを同封したり、4月に予定している「たどつさくらまつり」で車両を展示したりすることなども計画をしております。

今後も、切れ目なく重点的に普及啓発に取り組むことで、「たどつmobi」の認知度向上と利用促進に努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

答弁有難うございます。

拡大版のガイドブックやポスターなど普及啓発への取組、本当に有難うございます。また、今後検討されると思いますが、乗降時間の延長や土日祝日の利用、金額の見直しなど、より一層利便性が増すよう、よろしく検討お願いいたします。

3点目にまいります。

令和7年9月定例会の私の一般質問で、既存の移動施策の見直しは必要であるとの意見を述べさせていただきました。

まず、今年度の既存の75歳以上への福祉タクシーチケットやチョイ来たの移動施策の動向や利用状況など、それに要する費用、各事業の課題について詳細にお教え下さい。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

藪内議員の今年度の既存のタクシーチケットやチョイ来たの移動施策の動向や利用状況、それに要する費用、各事業の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

はじめに、高齢者福祉タクシー事業についてです。本事業の今年度の当初予算額は1,700万円であります。利用状況は、AIオンデマンド交通「たどつmobi」の実証運行が開始される前、本年度9月までの実績は、前年度9月までの実績と比較すると、月平均の利用枚数は161枚減少しています。また、「たどつmobi」の運行が開始された10月以降1月末までの実績は、月平均75枚の減少という状況であります。このように昨年度と比較して利用枚数が減少している要因と致しましては、現時点での分析ではありますが、高齢者の就業率の増加や介護認定において比較的軽度である「要支援」の方の割合が増加していることから元気な高齢者の増加によると考えており、高齢者の雇用に対する国の動向や高齢者自身の就業意欲の変化等、時代に沿ったサービスに見直していく必要があることが課題であります。

次に「移動サービスチョイ来た」は、住民主体のボランティアによって高齢者の移動支援を行っており、そのボランティア活動の運営支援として高齢者等移動手段確保事業補助金を交付しております。

今年度交付予算額は113万円でございます。その財源内訳として、国庫負担金が25%、県費が12.5%、介護保険の第1号被保険者保険料が23%、第2号被保険者保険料が27%、町の一般財源が12.5%となっております。利用状況は、事務局である社会福祉協議会に確認したところ、令和6年度7月から運行回数を増やしたため、運行稼働率で比較しますと、令和6年度の1月までの平均稼働率は89.7%で、本年度1月までの平均稼働率は85.9%でした。また、本年度の9月までの平均稼働率は90.8%、10月以降1月までの平均稼働率は81%であり、今年度10月以降は大幅に減少しております。本事業の課題につきましては、以前より複数の議員の方々からのご指摘を頂いているとおおり、運行中に事故が起きた時の当事者のみならず関係者全員の精神的な負担が生じる可能性が大きいという点が挙げられます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

実証実験が開始されてもう半年近く経過しておりますので、それらの既存の各移動施策については概ね見直しに向けた検討も進められていると思います。現時点における施策見直しの検討状況や今後の方向性についてお答え願います。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

藪内議員の既存の移動施策の見直しや検討状況や今後の方向性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

高齢者福祉タクシー事業については、利用者のニーズや所得に応じた対象者の見直

しが必要であると考えております。その上、現在は紙のチケットを使用しており、500円未満の端数は現金で支払う必要があるなど利便性の課題もあり、今後はこうした紙チケット方式から、電子決済等のデジタル技術を活用した方法の導入も検討できるのではないかと考えております。

また、高齢者等移動手段確保事業補助金の交付については、新たな移動手段である「たどつmobi」が導入され、本町においてはこの移動手段の普及啓発を勧めているところであり、高齢者の移動支援のボランティア活動のあり方を見直す時期に来ていると考えております。具体的には、補助金の交付の廃止も視野に入れ、現在のボランティアの方々や利用者に対し、「たどつmobi」の利用説明会の開催を社会福祉協議会に提案しています。

また、これまで支えて頂いたボランティアの方々の介護予防の観点から、運転を行う支援から「たどつmobiの使い方支援」を行うボランティアへと役割を移行していただく等の提案を社会福祉協議会にしており、円滑な移行への提案と地域福祉の向上に図ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます

議員（藪内 真由美）

松浦課長、答弁有難うございます。そして見直しに向けたお考え、とても感謝しております。

福祉タクシーは平成26年4月、当時は80歳以上の方へ5,000円のチケットを配布したと聞いております。その4年後、令和元年、75歳以上の方に1万円、当時はとてもすばらしい政策だったのかと思います。相互扶助の観点や高齢者のQOLを考えての政策だったかと聞いております。しかし、現在の時代の変化やニーズに合うよう、今後とも検討をよろしくお願い致します。

そして、「たどつmobi」がもっと頻繁に運行をされるなど今後の動向については、最終的には6月の実証実験の結果を踏まえて決まっていくことだと思います。

車両も増え、利用したいときに利用できるような安心感が生まれれば、高齢ドライバーの事故を防げることや、子どもの習い事の送迎などにも利用したい子育て世帯も増えるのではないかと思います。安心安全な多度津町になっていくことに期待して、私の一般質問を終わらせて頂きます。有難うございました。

議長（金井 浩三）

これをもって、4番、藪内 真由美 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩と致します。再開は11時でよろしくお願い致します。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時00分

議長（金井 浩三）

それでは休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に13番、渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

13番、渡邊 美喜子でございます。一般質問をさせていただきます。

1点目はインターネット上の誹謗中傷防止及び被害者支援に関する条例の制定を、2点目は元白方幼稚園の跡地どうする、3点目は白方公民館の敷地内にある天霧山登山の案内板の設置を、この3点でございます。一問一答方式でお願い致します。

1点目。インターネット上の誹謗中傷の防止及び被害者支援に関する条例についてであります。

インターネットの普及は、社会に大きな恩恵がある反面、誹謗中傷、人権侵害、発言や行動において本人の名前や住所を隠し、匿名によるインターネットで意見を書き込むことでもあります。そのため不特定多数に間違った情報や嫌がらせなど精神的な苦痛、風評被害は後を絶たず、深刻な社会問題になっています。

また、子どもから大人まで、幅広くそれぞれの世代に応じた対策が必要であります。昨今のインターネット上の誹謗中傷は目に余るものがあり、誹謗中傷の防止及び条例制定を行う自治体が増えてきています。近隣では坂出市、丸亀市が条例を制定されています。

丸亀市では、ネット上の匿名性を悪用した誹謗中傷や差別的メッセージの拡散が深刻な人権侵害として問題視され、被害者及び加害者を発生させないためにも、令和8年4月1日施行「丸亀市インターネット上の誹謗中傷などの防止及び被害者支援に関する条例」を制定しました。

質問でございます。条例制定について本町の考えを伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員のインターネット上の誹謗中傷防止及び被害者支援に関する条例の制定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

インターネットの普及は様々なイノベーションを生み出し、私たちの生活に多大な恩恵をもたらしております。その一方で、匿名性を悪用した誹謗中傷、プライバシーの侵害、犯罪行為への利用、誤情報の流布、ネットいじめ、ヘイトスピーチ、被差別部落に関する識別情報の摘示など人権に関わる様々な問題が発生しており、重大な社会問題となっております。

こうしたインターネット上の人権侵害につきましては、仲多度郡内で実施している「人権・同和問題に関する意識調査」においても、関心度の高い人権問題であるとの分析結果が出ております。

インターネット上の誹謗中傷等への対策としましては、誰もが被害者にも加害者にもなり得るという観点から、インターネットの利用に関する正しい知識を身につけるための教育及び啓発を推進するとともに、相談支援体制を充実させることが重要

であると考えております。

本町では、多度津町人権擁護に関する条例に基づき、情報モラル教室の開催や啓発資料の配布などを通じて、児童・生徒・保護者等へのメディア・リテラシー教育と啓発活動を行っております。また、相談支援体制につきましては、人権擁護委員による人権相談を地域交流センターにて毎月開催をしているほか、国、県等が開設している相談窓口についてホームページ等を通じて周知を図っております。

議員のご質問にあるインターネットに特化した丸亀市の条例制定は、インターネットリテラシーの向上、相談支援体制の整備、被害者が相談しやすい環境づくり、市の責務や市民の役割などを定めた先進的な取組であると認識しております。

丸亀市のように条例により市民の役割を明らかにすることは、インターネット上での誹謗中傷等を自らの問題として主体的に捉える上でも大きな意義があり、本町といたしましても重要であるとと考えております。一方で、条例の実効性を確保するためには、施策の具体化と被害者支援のための体制整備に加え、一定の財政措置が必要であるとと考えております。

現在は、本町を含む仲多度郡内の町で組織している「仲多度郡人権・同和施策推進連絡協議会」において、県内外の先進事例や支援体制の構築に係る経費等について情報収集を進めているところであります。

引き続き、誰もがインターネットの恩恵を安全かつ安心して享受できる社会の実現に向け、課題整理を行いながら、本町に相応しい条例のあり方について、調査研究を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

前向きな答弁という風に理解してよろしいんですかね。有難うございます。

本当に一日も早く条例をとということなんですが、この中で気になることは、「一定の財政措置」ということばが出ておりました。どのような財政措置か、つまり経費と思われませんが、どのようなものが挙げられているのでしょうか。再質問でございます。

住民環境課長（土井 真誠）

渡邊議員のどのような財政措置が必要になると考えているのかについての再質問に答弁をさせていただきます。

現時点で、先進自治体の事例を参考にいたしますと、まず啓発に係る費用としまして、インターネットリテラシー向上のための講演会や研修会等の開催費用、また啓発チラシなどの印刷製本費等でございます。次に、相談体制の整備に係る費用として、インターネット上の誹謗中傷や差別的言動に悩む相談者に対して、削除要請などの専門的な助言などを行う相談支援業務を弁護士に委託する費用などが考えられます。引き続き先進地の情報収集を行い、「仲多度郡人権・同和施策推進連絡協議会」において、まんのう町や琴平町とも情報共有しながら、本町に必要な施策につ

いて調査・研究を行っていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。
議員（渡邊 美喜子）

答弁有難うございます。よく分かりました。

そこで、念のため私も調べてきたんですけれども、経費につきまして丸亀市のホームページには150万円前後と記載されていまして。そして、これから条例を作る自治体が増えるということは聞いているのですけれども、全国で今のところ19自治体が条例を施行しています。条例を施行するということは、やはり本町の責務と私は思っておりますので、どうか一日も早い条例ということでお願いしたいと思えます。

それから、実はそれに関連があるのですが、3月8日は国際女性デーで、ジェンダー平等について考え行動を始めるきっかけの日ということで、高松駅から三越、それから商店街をずっと行進しました。女性の方が、四国新聞にも載っていたんですけれども、80名ぐらいの方と一緒に行動し、街頭演説もさせていただきました。これも権利と平等ということに繋がると思えます。そういうこともしております。それから、先程中野議員さんが心のバリアフリーということで質問がありました。それを聞く中で、それもこういった権利、そして町が実際に条例をつくることによって、そういう部分も広い範囲で含まれているのかなと思っております。有難いことでございます。またよろしくお聞きしたいと思えます。

それでは2点目ですが、2点目の質問は、元白方幼稚園を今後どのように利用するかであります。あのまま放置していると、環境、景観面で大変に見苦しい状況であります。今まで地域のボランティア、また教育委員の皆さんと思われませんが、協力のもと管理など行ってきましたが、将来のことを思うと大変不安であります。お遊戯室は、第2公民館として地域の文化祭、そして「げんきお・むすび食堂」の子ども居場所に使用していただき大変に感謝しております。しかし、教室付近は廃園から年月が経ち使用していないこともあり、老朽化が目立ってきております。以前に、子ども議会でも子どもの遊び場にして欲しいとの質問がありましたが、今の状況では少し厳しいんじゃないかなと思えます。運動場の維持管理だけでも大変であります。職員の方々ががんばって行って頂いておりますが、それも限界があるのかなと思っております。早急な対策が必要かと思えます。町のお考えをお聞きします。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の元白方幼稚園を今後どのように利用するかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご説明のとおり、白方幼稚園の廃園後、本年度まで遊戯室については地区の文化祭や白方地区社会福祉協議会の活動、地区の老人会の活動等、地域の方々に活用頂いております。また、遊戯室前の元農園部分については、地域の方々が草抜きや花

を植えて頂いています。

保育室等については、教育委員会の資料や埋蔵文化財等を保管し、活用をしています。また、令和6年度以降、能登半島地震における実情に鑑み、これまで想定していなかった備蓄品の整備を国等から強く求められ、整備を進めていく上で、本年度から災害備蓄品の一部を保管しています。また、園庭に関しては、教育委員会事務局職員が日時を定め草抜き等を行い、地区文化祭前にはシルバー人材センターに委託し、草刈りを実施しています。

しかしながら、園庭については人の出入りが頻繁にあるわけではないため、老朽化や管理が行き届いていない部分が目立つようになっていきます。そのため、令和8年度からは旧白方幼稚園の草刈りや剪定を含め、多度津、豊原、四箇幼稚園の営繕を担当するための会計年度任用職員を1名配置する予定にしています。

つきましては、旧白方幼稚園に関しては、適正管理に努めるとともに、引き続き遊戯室や旧農園部分は地域の方々の活動に活用して頂き、保育室等は資料や防災備品の保管に利用していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁有難うございました。会計年度任用職員を1名配置、本当に有難いこととございます。有難うございます。

再質問になるかと思うんですけども、園庭について、子どもたちがこれからは、「げんきお・むすび食堂」の遊戯室は使わせて頂いてるんですけども、お天気がよくなって外へ出たいという意見が出ているんです。高齢者の皆様といっても大体7、8人は子どもたちを見守るとしていただきますので、安全面を十分に気を付けて園庭でかけっこかをしてもらいたいのかなという部分と、高齢者の居場所づくりということで、その場でお話とか日向ぼっことかそういう部分を計画に入れてもいいのかなと。これは質問でございますので、よろしくお願い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員ご存じのとおり今現在、園庭に関しましては、抜いた草を乾かすために大部分の所に置かれている（また整備はしていきますけれども）という状況になっております。また遊戯室と何も草がない状態で今現在は使うことが難しいと考えております。先ほど言ったとおりきれいに片づけをして、遊戯室と保育室等をきちんと管理ができるのであれば使用方法も含めて、個別に社会福祉協議会を通じてご相談頂いて、それが計画に入るかどうか安全面も含めて確認をしたいと思っておりますので、今現在では答弁としてはこの形でお許し下さい。以上、答弁とさせていただきます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

多度津町介護予防生活支援サービス事業及び一般介護予防事業補助金の交付要綱に

沿って、65歳以上の方が1回あたり5名以上、月1回以上、1回あたり90分以上の高齢者の居場所として事業を実施するのであれば補助金の対象にはなっておりませんので、ご精査して頂ければと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

有難うございます。

今、木と草が大量に山になっているんですけれども、4月に入りまして地域の方を集めましてボランティアで、またボランティア袋を頂くようになろうかと思うんですけれども、がんばってやりたいと思います。また日にちが決まりましたら連絡させていただきます。

それでは続いて3点目でございますが、3点目は白方公民館の敷地内にある観光案内板が古くなり、文字が消え役に立たない状況でございます。春になると天霧山への登山者が多く来られ、天霧の歴史と概要など看板には記載されていましたが、でも、国の指定史跡になっています。この看板は15年前にも地域の方々の協力で足場を組立て、錆止め、塗装、絵画グループの皆さんと作成させていただきました。思いのある看板であります。今までにも何度か町に依頼はしているんですけれども、単なる情報提供を超えた次世代へ歴史を伝える深い「思い」や「役割」が込められています。地域の方からは新設の声が上がっております。実は、昨日なんですけど、観光案内板に、教育委員の職員の方がお1人、脚立を立てられまして、屋根の部分と枠の部分で、大きい案内板なんですけれども、脚立の上で一生懸命作業して頂いて、最終的に見ましたら手作り感があってすごく愛情がある良いものに出ているなという頭が下がる思いが致しました。本当に有難く思っております。地域も何らかのかたちでボランティアでやろうという話も正直出たんです。でも15年前にしまして、それから言ってしまうたらもう皆さん歳が過ぎております。ひょっと脚立から落ち込んでもいけないからということで、町にお願いはしたんですけれども、そういう形で職員の方が来て頂いていること、本当に有難く思っております。昨日それをして頂きましたので、一般質問の質問にはさせていただきますので、有難く思っております。もう少し早かったら一般質問には取り入れなかったんですけれども、本当に有難うございます。

13番、渡邊 美喜子の一般質問はこれで終わります。有難うございました。

議長（金井 浩三）

これをもって13番、渡邊 美喜子 議員の質問は終わります。

これより休憩に入ります。再開は13時でお願い致します。

休憩 午前11時36分

再開 午後1時0分

議長（金井 浩三）

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に10番、古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

10番、古川 幸義です。通告順により次の質問をさせていただきます。

今日の質問は2点ありまして、多度津町は昔から鉄道発祥の地、また地の利で鉄道に関するデメリットとメリットがございます。私の提案としては、今のメリットを活用することと、もう一つは鉄道に関するデメリットをいかに有効に使えるかという質問をさせていただきます。それでは質問に入らせていただきます。

最初の1件は、多度津町パークアンドライド駐車場、広告事業導入についての提案と致します。前回勉強会にて、多度津町パークアンドライド駐車場条例一部改正について、当局より説明がありました。改正の理由として、現在の物価高、人件費の高騰の影響を受け、今後の駐車場の財政、運営に支障があるとして、使用料金の改定の案が説明されました。内容としては、月極料金は4,000円から5,000円、一時駐車料金においては200円から400円に、施行日、改定料金については、今回の3月定例議会に諮り決定すると説明されました。物価高騰の中での使用料金の値上げは、現在の物価高や資材の高騰などを踏まえた要因を鑑みると、料金改定は運用上必要であると思われまます。そこで、その他の改善策があれば、一議員としてではありませんが、提案し次の質問に入ります。

多度津町パークアンドライド駐車場広告事業導入についての案として、質問致します。パークアンドライド駐車場運用、運営に視点を変えてみると広告の掲示を新たに設け、今までとは違った景観を生み、町のイメージアップを図り、広告収入により新たな自主財源を確保する今回の提案についてはいかがでしょうか。ぜひ当局側のお考えをお答え願います。

パークアンドライド駐車場は、駅側からの乗客、毎日のJR利用から見ますと、JR境界には柵が設置され、長く広い空間には広告の掲示物は今現在では見受けられません。県外の駅周辺、または線路隣接部については多くの看板掲示物が見受けられ、本町にそのような掲示物、看板を設けることにより、新たな財源収入になるのではないかと私は思うのであります。今、写真で見られているところ、このような長い距離がありまして、駐車場も料金が安価のために利用客が非常に多いと思います。視点を変えまして、次の写真ですが、このように広い歩道もありまして、その景観、都市計画の中で広告看板の掲示は8メートル以上となっておりますので、有効スペースは十分にあると思います。次の画像ですが、これはプラットホームから見た景色で、パークアンドライドは向こう側で車が停まって見えております。このように駅での停車時間は非常に長く、駅の乗降数も4,000人をちょっと切っておりますが、かなりの利用客もございます。また、列車の本数も大変多いため、私の推定

ではありますが約1万5,000人ぐらいの人が、パークアンドライドを何気なく見ている状態にあるかと思いますので、今回の質問に至りました。質問にまた戻ります。駅周辺の視認性を利用、活用し、行政の未使用資源を有効利用し、自主財源確保や本町の魅力や地元企業のPRにもかなり有効性がある策になるのではないかと考えられます。行政がよりよい空間の条件をビジネスチャンスとして捉えるのであればと思います、今回の質問について答弁よろしくお願い致します。

総務課長（谷口 賢司）

古川議員の多度津町パークアンドライド駐車場、広告事業導入についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、広告事業は歳入確保策として全国的にも取り組まれており、自治体の貴重な財源の1つとなっています。本町においても広報誌及びホームページへの広告掲載のほか、広告付き案内図板を庁舎エントランスに設置したり、野球場のフェンスに広告物を掲示したりするなど、公共施設を有効活用した歳入確保策を講じているところです。

ご提案にあるパークアンドライド駐車場における広告看板等の設置については、屋外広告物法や香川県屋外広告物条例などの関係法令に適合したものである必要があります。また、駐車場内の車両・歩行者などへの影響や、軌道や架線がある隣接地に風などにより広告物が飛散又は落下する危険性があり、安全面での十分な配慮や対策も求められます。これらのことを踏まえ、設置物の種類や運用方法について、調査・研究しなければならないと考えます。

本町が将来にわたって持続可能な町政運営を確かなものとするために、議員のご提案のような歳入確保策について、他自治体における先進事例や実施状況なども参考にしながら検討していきたいと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁につきまして、再質問はございません。私の意見を述べさせていただきます。

鉄道の線路に隣接しているデメリットは、強風による広告物の飛散・落下や、車両やパークアンドライド利用者への影響など、デメリットを探せば数多くあるかもしれませんが、この場所は駅に面していることが最大のメリットと考えるならば、広告掲示により地元企業のPR支援や地域経済の活性化に繋がり、デザイン性の高い広告や町の観光案内などがあれば、駅を利用する方、また車窓から見る人に多大な印象を与え、本町のおもてなしにもなり得るのではないのでしょうか。自治体から見ればデメリットが多く目に付くかもしれませんが、メリットや可能性を膨らませることにより思った以上の効果が現れるのではないのでしょうか。また、色々なアイデアを出すということは町の活性化に繋がり、町の新たな財源確保となるかもしれません。ぜひ、検討するといった消極的なお考えではなく、前向きに検討という

形でお願い致します。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。2点目は、中讃西部南北軸整備事業（町道277号）の整備促進に関する質問を致します。

計画道路の説明をしますと、多度津町堀江四丁目、北鴨一丁目、南鴨など南北に走る道路であります。ちょっと分かりづらいかも分かりませんが、写真をお願いします。これが今イオンであり、これが丸亀詫間線でありまして、ちょうどこの北に向かって進む線が計画道路、277号線であります。この277号線は、計画道路として約30年ほど過ぎております。その早期実現をと思い、今回の質問に至りました。この計画道路につきましても、先程も申しましたが、30年以上にわたり未だ施工されず、その付近の道路の交通量は、浜街道や工業地帯からの通勤、生活道路、地元企業に通勤するものとして、朝夕の時間帯には大きな停滞を起こしているのが現状であります。また、JRが複線であること、踏切が駅近くにあること、ATSによる踏切の遮断機の効果による待機時間は最近特に多くなり、近隣住民、道路利用者は、踏切付近にて停滞と待ち時間に苦痛を感じ、早期に中讃西部南北軸整備事業（町道277号）が開通し、交通緩和を望んでいる方が多いのではないのでしょうか。当局は、その声を真摯に受け止めているのでしょうか。そこで、道路の早期着工と進捗加速についてお伺いします。

なお、質問の1から3は関連がありますので一括にて質疑致します。1点目は、近隣市との連携及び広域調整の進捗状況についてお伺いします。2つ目は、本路線は多度津町内のみならず、丸亀市、善通寺市を繋ぐ広域的な幹線道路であります。県の計画に対する了解を得た今、事業加速のカギは近隣市との合意形成にあると考えますが、いかがでしょうか。3点目は、広域的なメリット、停滞緩和、物流効率化を提示し、2市1町の連携で県へ強く、早急迅速に働きかける具体的計画はありますか。以上3点、答弁をよろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の質問3点について、順次お答えさせて頂きます。まず最初に、古川議員の近隣市との連携及び広域調整の進捗状況についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

本町の都市計画道路である町道277号線「堀江丸亀線」は、県道丸亀詫間豊浜線「さぬき浜街道」と県道多度津丸亀線を繋ぐ市街地幹線道路であります。

特に広域幹線道路である「さぬき浜街道」に接続することにより、広域的連携が強化され、人・物の流れが大きく変わり、まちの活性化や災害時の緊急輸送路として本町にとって欠かすことの出来ない重要路線であると認識をしており、現在、県及び近隣市と連携をして、町道277号線道路整備の早期実現に向けて協議を進めております。

本路線の整備については、県事業としての実施を要望しており、昨年2月に県が策

定した「香川県幹線道路ネットワーク整備長期ビジョン」において、善通寺インターチェンジからさぬき浜街道までの区間が「中讃西部南北軸」における道路ネットワークの欠落区間、いわゆる「ミッシングリンク」に位置付けられ、県においても本路線の早期整備の必要性について認識を頂いているものと考えております。

また、当該長期ビジョンの策定を受け、令和6年10月から今年度まで計3回にわたり、県及び近隣市である丸亀市・善通寺市との勉強会や意見交換会も行われ、関係市町とも「中讃西部南北軸」整備における「ミッシングリンク」の解消が、物流による地域経済の活性化や災害時の広域移動ルートの確保のためには必要不可欠であるとの認識であり、今後も早期の実用化に向けて検討を進めています。以上、答弁とさせていただきます。

続きまして2点目、古川議員の近隣市との合意形成についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、本路線につきましては本町のみならず、近隣市である丸亀市・善通寺市においても防災面やまちの活性化などにおいて、欠かすことの出来ない広域的な幹線道路であり、そのため事業を加速させる上では、近隣市と足並みを揃えて、共同で県に対して早期の事業化を要望していくことが重要であると認識をしております。

なお、近隣市との合意形成につきましては、昨年8月に開催された意見交換会に本町の議長をはじめ、地元県議会議員、2市1町の首長、県土木部長など関係者にご参加を頂き、町道277号線を含む「中讃西部南北軸」の整備の必要性について賛同を頂いております。

また、県事業として早期の事業化を要望していくことにつきましても、各市町とも共通認識として確認出来ていることから、近隣市とは合意形成が得られているものと認識をしております。

今後も近隣市と連携し、早期整備の実現に向けて、県に要望してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

続きまして3点目、古川議員の2市1町連携で県へ強く、早急迅速に働きかける具体的計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、本路線の早期の事業化及び整備につきましては、関係市町が連携し県に働きかけていくことが、早期実現に向けて最も重要であると考えております。

現在、県において県政各分野における早急に解決すべき事業として、予算が重点配分される「未来投資事業」に位置付けられ、「幹線道路ネットワーク整備推進事業」の中で本路線の事業化に向けた基礎調査等の検討業務が実施されており、その検討業務に係る協議においても、早期の事業化・整備の実現に向けて要望をしております。

また、2市3町で構成している「定住自立圏形成協定」に基づく、「第3次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン」におきましても「広域的な道路整備の促進」として、本路線の早期の事業化・整備を取組事項に位置付けており、継続して幅広く要望活動を行っております。

今後は、早期の事業化・整備についての要望はもとより、議員ご指摘のとおり、町内道路における交通事情の現状や住民の皆様からのご意見・ご要望なども踏まえながら、本路線の早期整備に向けて、近隣市とも連携をして取組を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問はございません。意見を述べさせていただきます。

1から3まで一括でお答え頂きましたが、やはり2市1町の合意形成が急速に進まない要因として、鈍化の要因は、それぞれの自治体の優先順位などの事情があり、それにより遅い進捗となるのが要因と思われます。より進捗度を進めるには、計画道路の沿線となる企業や住民を招き、官民合同の意見交換会などの開催を行うのはどうでしょうか。また、進捗が遅くなると時間やお金の損失が可視化するアンケートなども良いのではないのでしょうか。ぜひ検討して頂きたいと思います。写真に戻って欲しいんですが、今の計画道路に関して、この延長線上に善通寺市は、今、県が、ちょうど多度津町の隣接にあたると思います。5万㎡ですかね、流通の会社の進出があり開発を進めております。ですから、この流通の拠点の善通寺市の立ち位置と多度津町の道路を結ぶ幹線は、非常に深い繋がりがあるのではないかと推察いたします。恐らく善通寺市もインターだけの動線方向ではなく、浜街道、多度津町に向けて動線の重要性というのは十分あると思いますので、是非その辺の観点から見ても今度の2市1町の合意に対して、また意見を述べて頂ければ助かると思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、次の質問に入ります。4点目ですが、複線の線路を跨ぐ跨線橋建設が計画上で大きな障壁となっている事項は何でしょうか。お伺い致します。

建設課長（柴田 浩志）

古川議員の複線の線路を跨ぐ跨線橋建設が計画上、大きな障壁となっている事項は何でしょうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の複線の線路を跨ぐ跨線橋の建設については、本路線の整備において技術的にも財政的にも大きな課題があることを踏まえ、県事業としての整備を近隣市と連携して要望しています。

JR予讃線を跨ぐ建設工事については、建設事業費に加え、JR四国との協議や近接工事に伴う安全対策費、列車運行の影響を最小限にするための特殊工法の採用など多額の費用と期間を要することが課題となっています。

現在、県において「中讃西部南北軸」の「ミッシングリンク」解消に向けた検討業

務が発注されており、その検討においては、既存道路及び都市計画道路「堀江丸亀線」の整備状況や金倉川を渡河する位置など、検討・協議を行うべき課題が複数挙げられています。そのため、今後、JR予讃線を跨ぐ位置をはじめ、道路の幅員構成など事業化に向けた個別具体事項についても順次検討していく予定にしています。JR予讃線を跨ぐ跨線橋の建設については、多額の事業費が想定されており、また、多種多様な工法がありますので、工法の検討においては、安全性・施工性・コストなどの比較はもとより、他県での参考事例や先進工法を研究するなど今後の検討会において協議していきたいと考えています。

今後も跨線橋の建設については、県及び近隣市と連携してコスト縮減を図りながら、早期整備の実現に向けて取り組んでいきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対して、再質問はありません。また意見を述べさせていただきます。答弁の中で「ミッシングリンク」と答えられましたが、これは進化する過程で失われた部分を指し中間的な存在が分からないという意味だと解釈致します。また、欠けた部分や繋ぎ目といった意味もありますので、今回の「ミッシングリンク」は、未整備のままで残っている幹線道路と解釈致します。仮に南北の幹線道路が繋がらなければ、2市1町のより良い進化は阻まれると思われれます。回答の中にもありましたが、複数の線路を跨ぐ跨線橋梁は難しい工事であるとは思われれます。しかし、本町のメリットは町内に橋梁の工場があり、浜街道から大型の橋梁の横持ちが近く非常に便利であるため移動が容易であるということや、夜間工事において、短時間で一括仮設工法ができるメリットがあります。地元企業は、僅か2キロぐらいのところでありまして、地元企業による架設により工期短縮なども図れます。線路を跨ぎ橋脚を建てて三径間連続にすれば夜間の工事も出来ますし、やはり大型の機械もいりますが、横持ちというところで大型の橋梁を運ぶ場合には相当の苦労がかかりますので、地元企業があるという利点は本町の強みであるかと思われれます。ぜひ県に、本町にはこういう工場があるので工期短縮やコストダウンを図るメリットがありますっていうことを是非おっしゃって頂いて、地元企業を活用して頂きたいと思えます。よろしくお願い致します。

それでは、次の質問に入ります。5点目と6件目は関連がありますので、一括にて質疑をいたします。

5点目、単なる町道の枠組みを超え、防災拠点（県営棧橋・自衛隊駐屯地）を繋ぐ「広域防災道路」として、より有利な補助金（国交省の防災・安全交付金など）の獲得、あるいは県道昇格を含めた検討状況はいかがかお伺いします。

6点目は、防災・安全面における戦略的な重要性の再定義についてお伺い致します。本路線は、災害時に浜街道（県営棧橋）から内陸部（自衛隊善通寺駐屯地）を最短で繋ぎ、有事の際には「命の道」となります。海岸線から、南北避難ルートと

しての重要性を踏まえ、防災計画上の優先順位をどう位置付けているかお伺いします。

建設課長（柴田 浩志）

古川議員の広域防災道路として、より有利な補助金の獲得、県道昇格を含めた検討状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本路線については中讃地域における重要な南北軸であり、平時・災害時を問わず、安定した「ひと・もの」の流れが確保され、臨海部の産業・商業をはじめ、中讃地域の経済活動が活性化されるとともに、近い将来発生が危惧されている南海トラフ大地震などの災害時における緊急避難路、また、救命活動や物資輸送においても大きな役割を担う広域防災道路として期待出来る路線です。

町道277号線の未整備区間においては、JR予讃線を跨ぐ箇所などがあり、多額の事業費が想定されることから、財源の確保は大きな課題の一つであると考えています。

今後、県及び近隣市と連携して、より有利な補助金メニューの研究・情報収集に努めるとともに「期成会」などの設立も視野に、国に対して財政支援の要望なども検討していく予定です。

また、県道昇格を含めた検討については、現在「ミッシングリンク」に位置付けられている路線の整備を県事業として要望しているところであり、県道として整備され供用開始となる際には、既に整備済である町道277号線の区間も含めて、県道への昇格を図っていきたいと考えています。

一方で、県道へ昇格するにあたっては既存県道の一部を町道に移管する必要性が生じますので、今後、県と協議を進めながら調整を図っていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（谷口 賢司）

古川議員の防災・安全面における戦略的重要性の再定義についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県では、大規模な地震が発生した場合等に、避難活動や救急救助活動をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等の応急対策活動を広域的に実施する必要があることから、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路を「緊急輸送道路」として指定しています。

緊急輸送道路はその利便性により、第1次、第2次、第3次に区分され、第1次緊急輸送道路は「県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路」、第2次緊急輸送道路は「第1次緊急輸送道路と市町村役場の他、行政機関・公共機関・主要駅・港湾・ヘリポート・災害医療拠点・自衛隊等の主要な防災拠点を連絡する道路」、第3次緊急輸送道路は「その他の道路」とされています。

県においては「緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会」で協議された「香川県

緊急輸送道路ネットワーク計画」の中で緊急輸送道路を指定しています。同計画によりますと、本町の第1次緊急輸送道路としては国道11号線が指定されています。また、第2次緊急輸送道路としては県道丸亀詫間豊浜線、県道善通寺多度津線、県道善通寺多度津線側道のほか、町道では町道335号線、町道111号線、町道8号線などが指定されています。

同計画において緊急輸送道路の検討対象となるのは、現在供用が開始されている道路及び概ね5年以内に供用開始が見込まれる道路であるため、町道277号線は対象となっていません。

また、町の地域防災計画においては、緊急輸送道路は前述の県の計画に準じているため、現時点では町道277号線を防災上、優先するような道路としては位置付けておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に再質問ではなく意見として述べさせていただきます。

今現在の緊急輸送道路についての質問ではなく、これからの中讃西部南北軸整備事業の開通についての質問を聞きたかったのですが、ちょっと誤解を招いたようで大変申し訳ありません。中讃西部南北軸整備事業277号線が通行することにより、震災時や有事に対し避難する命の道として重要性があります。ふだん停滞する道路状況に不安を思われている方は非常に多いと思われまます。そのような人たち、静かな多数派の声を行政は聞くべきであり、意見などを収集するべきと思われまますので、是非検討をお願いしたいと思います。

それでは、7点目の質問に入らせて頂きます。踏切隣接部に、今回大型の工場が新設されておりますが、開発申請の際、今も停滞を起こしている道路状況を踏まえ、どのように改善策、代替案を設けられたのでしょうか、お伺いします。ここで補足として説明させていただきます。今、1万を切る都市計画で、今、指さしているこの部分で、ちょうどここに鴨踏切がございまして、この部分の1万㎡いかない9,900くらいでしたか、町の担当で開発の申請を行いまして許可をしております。この部分ですが、地図上で見て頂いたら、赤い部分が非常に交通の停滞を起こしており、朝夕には大変交通の停滞を起こしております。それで、私が実際この鴨踏切で通過する車両数を計ってまいりました。それで、朝7時から10分ごとに10分間で54台、次の7時10分から20分まで62台、7時20分から7時30分まで74台、7時半から40分まで80台、7時40分から50分まで76台、7時50分から8時になりまして46台と。合計で392台が通過しております。その間の、この待ち時間とこの待ち時間ですが、車の列が信号と踏切で何台止まっているかと申しますと、約11台から12台、長さは11台ですので、約67メートルぐらい、67メートルから70メートルぐらいはずっと車が待機して待っているという状態でございます。やはりこれに関することで皆さん方は非常に苦痛を感じていらっしゃる。通勤の方も苦痛を感じて、また地元の方も

いつになったら停滞の中に入っていけるかっていうことで、このあたりの幹線道路から入ってくる、利用する方が、車の列に入れられない状態がありますので、質問させていただきます。

政策課長（吉田 拓也）

古川議員の踏切近接部における工場新設の開発申請についてのご質問に答弁をさせていただきます。

開発申請に対する許可審査については、都市計画法第33条の開発許可の基準に則って行われており、議員ご質問の開発行為についても、関係機関との協議などを経た上で、開発許可における法令上の技術的基準に照らしながら適正に審査を行っております。

具体的には、当該開発許可における接続する道路に関しましては、法令等で定められている規模に応じた道路幅員等の基準に適合しており、加えて土地等の権利者の同意、及び地域に対する合意も得られていることから、開発許可自体は適正に行われていると考えております。

しかしながら、議員ご指摘の踏切については、踏切の特性上として致し方ない面もありますが、特に通勤時間帯を中心として交通停滞が発生していることは認識しております。

現在、当該開発行為が進められていますが、工事を施工する上では、特に車両の出入りにおいて無理な割り込みは行わないなど、通行する車両の安全に配慮して慎重に出入りするよう、開発許可の際には申請者に対して依頼を行っております。

今後も引き続き、都市計画法をはじめとする関係法令に基づいて開発許可に関する審査を行うとともに、申請者に対しては、たとえ適法内であっても地域の環境や交通などへの配慮を依頼するなど、道路管理者をはじめとする関係機関とも連携して適切な業務遂行に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

今の答弁に対して再質問はありません。これも意見として述べさせていただきます。踏切線路に隣接する開発地でありますから、工場が稼働すると踏切近くでの搬入や搬出で道路を横断することは十分にあり得ると想定致します。その際、朝夕の交通量の多い場合は、今以上の停滞が発生いたします。しかしながら、町にとって、開発によって税収入や雇用の拡大などメリットは多くあります。では、なおさら中讃西部南北軸整備事業の277号線の進捗をより一層加速する必要が迫られて来ていますので、早く着工を希望するよう県に重ねてお願いしたいと思っております。

それでは、次に8点目の質問に入らせていただきます。地域経済の活性化と将来ビジョンについて伺います。30年前の計画策定時と比べ、南鴨・北鴨地区の商業集積は進んでいるのでしょうか。もう1点は、本路線の開通による交通循環の改善が、周辺の量販店や地域経済にもたらす波及効果をどう試算し、整備の「投資対効果」

をどう評価しているのでしょうか、お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

古川議員の南鴨・北鴨地区の商業集積並びに地域経済にもたらす波及効果の試算及び整備の投資対効果の評価についてのご質問のうち、南鴨・北鴨地区の商業集積について、答弁をさせていただきます。

該当地区は、町道の開通前には田畑が広がる耕作地帯でしたが、平成7年の供用開始後、大手流通の店舗をはじめとして、中小の小売店舗やコンビニエンスストアが進出しており、立地的にも丸亀市との行政境であることから、町内のみならず、周辺自治体からも多くの買い物客で賑わう町内でも最大の商業地区となっています。また、商業施設の進出とともに町道周辺の宅地化が進行し、多くの新築住宅が建ち並ぶようになり、若い世帯の流入が続いています。

一方で、農地は相対的に減少し、農業従事者の離農が進んでいる現状となっております。以上、答弁とさせていただきます。

建設課長（柴田 浩志）

古川議員の南鴨・北鴨地区の商業集積並びに地域経済にもたらす波及効果の試算及び整備の投資対効果の評価についてのご質問のうち、地域経済にもたらす波及効果の試算及び整備の投資対効果の評価について答弁をさせていただきます。

「中讃西部南北軸」の一部を担う町道277号線を整備することにより、交通循環が改善され、既存道路における渋滞の緩和、走行時間の短縮、交通の分散などが期待でき、また、周辺の量販店や物流施設へのアクセスが大きく改善され、輸送時間の短縮や配送などの安定化が図られることで、町内の企業活動の効率化、ひいては新たな企業立地にも資するものと考えています。

現在、供用開始している町道277号線の整備済区間においては、商業施設や住宅などの立地が進んでおり、道路整備による経済効果はあったものと考えており、今後、未整備区間の整備はもとより、「中讃西部南北軸」の路線が整備されれば、その事業効果は、中讃地域のみならず県西部地域や徳島県西部地域など広範囲に期待できるものと考えています。

また、効果分析については現在、県が発注している検討業務において、町道277号線の交通量調査を実施する予定であり、その調査結果を基として今後、交通状況の現状分析や将来交通量推計などを行う予定です。そのうえで、道路の幅員の決定や金倉川及びJR予讃線を跨ぐ位置なども考慮し、ルート案を作成されることとなり、そのルート案を基に来年度、予備設計の実施が予定されていると県からは報告を受けています。

今後も、近隣市と連携して、効果的な道路整備の早期実現に向けて、引き続き、要望・協議してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

今の答弁に対しまして、再質問はございません。ただ、私の意見だけを述べさせていただきます。

波及効果をどう試算するか、数値化するということは、非常に難易度の高いのも分かります。道路は、人間でいえば血を体内に送る血管のようでもあります。その実例を挙げれば、丸亀詫間線の跨線橋開通により、車の流れ、人の流れは急速に増えております。よって、中讃西部南北軸整備事業、277号線が開通することは、浜街道よりの車の流れ、人の流れは変わり、また多度津町の循環道路の開通により、経済の活性化やまちの魅力も高まることは必至であります。むしろ、血管が詰まっているということは、地域の動脈硬化を起こし、経済の壊死にも繋がるといえるのではないのでしょうか。ぜひ、投資効果についての試算を行って頂きたいと思います。建設課の答弁については、早期に現状の交通量を把握し、これを課題として分析して行っていただきたいと思います。また、投資と経済効果についてですが、昭和40年に当時の信濃町長は臨海工業地域に埋め立てを行い、その頃の当初予算の10倍と言える投資をされて、さらに浜街道を引き寄せ、また四国電力から鉄塔を何基でつかね、多度津町にもかなりの基数があると思いますが、電力量を供給したその投資が、今の多度津町に非常に経済的に助かっているという現状は、やはり投資と効果について、過去にやった事例が明確に物語っております。B/Cという計算方式もありますし、便益率という試算もあります。やはり目に見える数字として表れないですが、あらかじめ大体これ位であろうという想定をすれば、必ずやその数値が高いか低いかということは認知されると思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。これで私の質問は、どうも有難うございます。

議長（金井 浩三）

これをもって、10番、古川 幸義 議員の質問を終わります。

次に6番、兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

6番、兼若 幸一です。

2026年3月定例会において、一般質問を致します。1つ、小学校の統廃合について。2つ、消防の広域化について。一問一答方式でお願い致します。

まず、小学校の統廃合についてです。少子高齢化は日本全体の問題であり、特に生まれてくる子どもの数が大幅に減少し少子化が進んでいることは社会問題であります。

多度津町では、造船業をはじめとする製造業が臨海工業地域に多く立地しており、そこで外国人労働者の方が多く働いていることもあり、町全体の人口減少としては比較的緩やかではあるものの、他のほとんどの自治体と同様にコロナ禍以降は出生率が大きく低下し、子どもの数が年々減少していることに間違いはありません。

そのような、子どもが減っていく中で、多くの住民から聞こえてくるのが、将来的

に町内にある4つの小学校はどのようになっていくのかということです。

人口が減少していく中では、公共施設もモノによってはある程度集約したり統合したりすることも必要になってくると思います。しかし、教育施設において最も大事にしなければいけないことは、子どもの教育環境ではないでしょうか。そのためにも小学校が今後どうあるべきかを含めて将来の方向性を十分に検討し、できるだけ早く現状や課題も含めて住民にお知らせすることが重要だと思います。

昨年12月の定例会での藪内議員、藪議員の一般質問に重複するところもありますが、次の7点についてお伺い致します。

1つ、4小学校区ごとの令和7年度の児童数と、これからの児童数の見通しについてお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の兼若議員の4小学校区ごとの令和7年度の児童数とこれからの見通しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和7年度（令和7年5月1日現在）、多度津小学校の児童数は235名、豊原小学校389名、四箇小学校274名、白方小学校42名で合計940名です。

令和8年度（令和8年2月20日現在）の推定児童数は、多度津小学校239名、豊原小学校372名、四箇小学校255名、白方小学校43名で合計909名となっています。

2月28日に本町に在住している乳幼児で試算すると、令和13年度には、多度津小学校の児童数は137名、豊原小学校は246名、四箇小学校が167名、白方小学校が34名、多度津小学校と豊原小学校の選択校区が73名の合計657名となっています。

これまで、町全体において1学年160名程度で推移していた児童数が、令和7年度に小学校へ入学した平成30度生まれの児童は118名であり、また、令和9年度入学予定の令和2年度生まれの幼児は104名、令和13年度入学の令和6年度生まれの幼児は78名となっています。ただ、本年度生まれの幼児は令和8年2月28日現在で80名となっており、昨年度より多く生まれています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次に2つ目です。

今後の町内小学校の在り方について、これまでの検討状況についてお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の今後の町内小学校の在り方について、これまでの検討状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

12月定例会の一般質問で答弁したとおり、平成30年3月に多度津町教育課題検討委員会から「幼稚園・小学校の適正規模・適正配置について」の答申を受け、「多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」を作成しました。同

年6月議会の総務教育常任委員会です承された基本方針が正式に決定され、同年9月定例会において報告しました。

幼稚園の統合については、令和2年度及び令和3年度に教育委員会内で検討した内容を令和4年6月定例会の一般質問への答弁及び総務教育常任委員会で報告し、教育委員会としては町の地理的中心地に建設する案で実施したい旨を説明してきました。

その後も政策企画会議において議題とし、令和6年度からは副町長をトップとした全課長が参加する「政策企画調整会議」において協議を続けています。協議の中では、就学前の幼児数の減少や園舎の建築年数、町の財政状況を含め議論をしています。さらに小学校も含んだ議論をしていますが、「多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」の中にあるように、まずは幼稚園の統合を実施した後に、議論を深めることになると考え、現在、議員の皆様や町民の皆様に提案出来る具体的な内容がないことをご理解いただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次に3つ目です。

小学校を1校にするのか、2校にするのかの検討はされたのでしょうか。お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の小学校を1校にするのか、2校にするのかの検討についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先の答弁にある「多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」において、小学校の適正規模は、慎重な協議検討を行い決定するものとし、現在、議員の皆様や町民の皆様に1校か2校かを含め、具体的に説明できる内容はありません。ただ、同基本方針の「適正規模」は、国の基準に準じ1学級35人から40人までの規模とし、1学年2学級から3学級、学校全体で12学級から18学級となっています。統合する小学校の数については、将来の町全体の児童数や校区ごとの児童数も鑑み、多方面から検討をしていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次に4点目です。

小学校を統合することによる教育上のメリットとデメリットについてお伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の小学校を統合することによる教育上のメリットとデメリットについてのご質問に答弁をさせていただきます。

メリットは、小学校を統合することにより適正な規模での学校運営が可能となるこ

とで、特に、一定の児童数が確保されることでクラス替えが可能になり、多様な考えに触れたり、切磋琢磨したりする機会が増えます。

デメリットは、現在の通学区域から遠距離になる児童が出てきます。また、幼稚園・小学校教育において、地域住民とのかかわりは、教育内容を豊かにする上で必要なものですが、地域によっては、遠隔となり交流がしにくくなることが考えられます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次に5つ目です。

小学校を統合することによる財政上のメリットとデメリットについてお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の小学校を統合することによる財政上のメリットとデメリットについてのご質問に答弁をさせていただきます。

財政上のメリットは、施設のランニングコストを含めた維持管理費が減少することが考えられます。令和6年度決算において、光熱費が約21,781千円、施設管理の委託料が校務系のシステム委託料を含め約31,328千円など、「小学校管理運営費」は約86,877千円でした。単純に4校で割ることはできませんけれども、管理に係る費用は減少致します。

また、現在、本町においては、児童の「個を活かす協働的な学び」の実現と「個に応じたきめ細かな指導」の充実、学校の維持管理のために、学力向上支援員や特別支援教育支援員、学校司書、スクールソーシャルワーカー、看護師、用務員等の会計年度任用職員を各小学校に町費で配置しております。主に小学校で勤務する会計年度任用職員には、令和6年度約54,043千円を支出しています。会計年度任用職員の任用についても必要な配置数が減少することが考えられます。

財政上のデメリットは、先ほどの答弁の中にあるとおり通学距離が遠くなるため、町としてスクールバスの運用を検討する必要があります。その費用が発生いたします。また、新たに校舎等を建設するためには、多額の財政負担があり、将来負担比率などの健全化判断比率が悪化することが考えられます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次6点目です。

県内の自治体では小学校の統廃合が進められていると思います。取組状況の詳細についてお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の県内の自治体における小学校の統廃合の取組状況の詳細についてのご質問に答弁をさせていただきます。

小中学校の統廃合について、担当課長会や担当者会等はございません。よって、ホームページ等からの情報となっております。そのため、詳細な内容までは把握していません。しかしながら、各市町の人口や面積、合併の有無等、様々な要因が異なっておりますが、今後の参考にするため、近隣市町の課長にお会いした時に統廃合の状況などの話をする場合がございます。

本町と隣接している市町のうち、丸亀市では学校施設については、老朽化による建築物自体の寿命や設備の不具合等の問題を是正していく必要性と、新学習指導要領に基づく多様な学習内容や形態に対応した高機能かつ多機能な施設環境の整備に加えること、防災対策やバリアフリー化、子どもの生活空間の快適化や環境負荷の低減など様々な課題への対応のため、学校施設の維持管理について、これまでの事後保全的な対応から予防保全的な対応へ転換すること、その機能や設備を常に良好な状態に保つ長寿命化型整備によって、中長期的に改築時期を遅らせ、財政負担の軽減・平準化を図ることを目的とした「丸亀市学校施設長寿命化計画」を令和2年1月に策定しております。その計画の対象施設は、小学校18校（内1校が休校）、中学校8校（内2校が休校）とされ、現在のところ、具体的な小学校の統廃合の計画は発表されていません。

また、善通寺市では平成30年12月に「善通寺市教育課題検討委員会」を立ち上げ、令和4年5月に意見報告されています。その後、善通寺市にふさわしい小学校、中学校の校数、幼稚園の園数について検討するため、令和4年9月に「善通寺市学校等の在り方検討委員会」が設置され、令和6年3月25日に善通寺市長へ「提言書」が提出されました。その提言書の中では、小学校は現在の数を減らし、2校又は3校にする案が提示されています。新聞報道等では候補地の案が出ていますが、現在も検討中と聞いております。

三豊市では、平成23年3月に三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会から答申を受け、同年5月に「三豊市立学校再編整備基本方針」を策定し、市内小学校の再編整備に取り組んでいきましたが、前回の検討委員会の答申から10年が経過し、三豊市の児童生徒数の減少が進む現状と、子どもを取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、令和3年度において、これまでの再編整備の検証とこれを踏まえた今後の三豊市立学校の適正規模・適正配置の考え方及び具体的方策に提言していくため、三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会が設置され、令和4年12月に答申を受けました。その後、三豊市教育委員会において、令和6年4月「三豊市立学校再編整備基本方針（改訂版）」に改訂をしております。その基本方針の整備計画では、計画期間を令和6年度から10年ごとの3期に分け、小学校においては5つの計画が示されています。そのうちの1つである豊中地区の5小学校を1校とし、令和8年4月に向け豊中地区学校再編整備地域協議会等との協議を進めることとなっております。豊中小学校については、予定通り令和8年4月に開校することとなっております。

ます。

最後に、琴平町の小学校統合については、平成28年3月に琴平町立小学校の適正規模・適正配置等検討委員会から答申を受け、平成29年1月に琴平町教育委員会が琴平町立小・中学校再編・改築整備基本方針を策定しました。その方針に基づき、中学校については、令和2年度末をもって新しい琴平中学校が完成しました。令和5年度には、新たに学校等再編整備検討協議会を設立し、検討を行い、令和5年12月1日に答申を受け、教育・学習・保育的視点から子どもたちのことを最優先に考え、「琴平・榎井・象郷の3つの小学校を1校に統合するとともに、南・北の二つのこども園も1園に統合し、町の地理的に真ん中あたりに新しい土地を購入し、町立統合小学校及び町立統合認定こども園を併設し、いずれも新築する」こととし、この方針を町の総合教育会議において策定しました。現在、令和11年度4月開校に向け、造成工事中と聞いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

有難うございました。やはり他の自治体でも、長年統廃合については時間を要しているというのが、詳細に分かりました。有難うございました。

次、7点目です。今後、住民への周知等も含めてどのように小学校の問題を進めていく予定なのか、教育委員会としてのお考えをお伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の今後、住民への周知等も含めてどのように小学校の問題を進めていく予定なのかご質問に答弁をさせていただきます。

住民の皆様のご意見を聞くために、「多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」を作成するまでには、大学教授や自治連合会会長、PTA会長や教員等の委員で構成された多度津町教育課題検討委員会を11回実施をし、またパブリックコメントを実施しました。

小学校の統合について、他市町の事例によると、事務局が案を作成し、各協議会の開催やパブリックコメントの実施を行っています。

本町では、先の答弁で述べたとおり「政策企画調整会議」において、幼稚園を含め小学校についても協議を続けていますが、現在、議員の皆様や町民の皆様に提案できる新たな具体的な内容はありません。具体的な内容が整う前には、議員の皆様への説明も含め、専門的な知見を頂くために協議会の設置を検討するとともに、広く住民の方に知っていただくためにパブリックコメントの実施や「教育委員会だより」での広報を検討していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

有難うございました。小学校の統廃合については、先程の池田課長の答弁にもあるように、他の自治体でも長年の時間を要しているようです。小学校のバリアフリー化のためにも、統廃合は必要なことと思われまますので、進めていただきたいと思います。

っております。

次、消防の広域化についてです。丸亀市・善通寺市・多度津町の2市1町において消防広域化協議会が発足し、広域化にむけた協議が開始されているとの報告がありました。財政規模の異なる自治体間での広域化への取組にはご苦労もあることと思います。

この消防広域化については、昨今の激甚化、多様化する災害への対応や消防力のさらなる強化などのため、現状の各自治体が単独で保有する消防機能を広域化する取組みが進められているものと推察しています。

しかし、町民はそのことを十分に認識しているのか、今回の広域化による本町の行財政や住民生活への影響はどのようなものになるのか、大変気になるところです。

そこで、確認の意味も込めて次の6点についてお伺いします。

1点目、消防広域化が始まった経緯についてお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の消防広域化が始まった経緯についてのご質問に答弁をさせていただきます。

近年、消防を取り巻く環境は、災害の多様化・複合化・大規模化への対応に加え、地方都市における人口減少や少子高齢化の加速度的進行、住民ニーズの多様化・高度化など、著しい速さで変化をしております。こうした変化に対して、消防は迅速かつ的確に対応し、将来的にも持続可能な組織体制を確立することが求められております。

しかしながら、小規模消防本部が点在する中讃圏域におきましては、出動体制の確立や保有する消防車両及び専門要員の確保にも限界があり、組織管理や財政運営の面でも課題が見受けられる状況であります。

このような中、瀬戸内中讃定住自立圏構想に係る消防・防災分野の協議により、平成26年3月には、丸亀市・善通寺市・多度津町での119番受信と消防デジタル無線の共同運用に伴う施設整備を行い、「中讃消防指令センター」を設置して、様々な連携協力を推進してまいりました。

令和5年度には、同構想に係る推進委員会等から消防に関する具体的な取組として、広域的な消防力の強化と、災害時における相互応援体制の強化が挙げられたことを契機に、定住自立圏域の枠組みの中で、消防広域化に係る検討や意見交換が始まっております。

その後、消防間協議の中で、各消防本部が抱える課題に対応するためには、消防広域化による行財政上の様々なスケールメリットを活用し、消防体制の一層の充実強化を図ることが極めて有効であるとの認識に至ったことから、令和7年4月1日に丸亀市、善通寺市及び本町が既に共同運用を実施している「中讃消防指令センター」を基盤として、「丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会」を設立し、

具体的な協議を開始致しました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、2点目です。

消防広域化にむけた推進体制（庁内及び2市1町）についてお伺い致します。

消防長（青木 孝一）

兼若議員の消防の広域化に向けた推進体制（庁内及び2市1町）についてのご質問に答弁をさせていただきます。

広域化は、「丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会規約」に基づき、協議会を設立して必要な協議を行っています。

広域化協議会は、関係する市町の市長と町長で組織され、丸亀市長が会長を務めています。会議は、委員全員の出席と全会一致を原則としており、識見者として県危機管理総局長及び中讃広域行政事務組合事務局長から意見をいただいております。また、協議会の円滑な運営を図るため、協議会への提案事項や事務を掌握する幹事会を設置しております。幹事会は、関係市町の消防本部の長と総務、財務、企画、防災及び人事を所管する部長級・課長級の職員で構成され、善通寺市消防長が幹事長を、丸亀市と本町の消防長が副幹事長を務めております。そのほか、識見者として県危機管理課長、中讃広域行政事務組合事務局長と課長級及び各専門部会の部会長が参加しております。

さらに、幹事会の事務を補助するため、消防部会、総務部会、財政部会の三つの専門部会を設置し、各部会は区分に応じて協議や必要な事務を行っています。専門部会は、関係市町の消防長を補佐する職員や総務、財政、企画、防災及び人事を担当する部署の課長・課長補佐級・係長級で構成され、各担当分野から消防広域化について協議を進めております。

本町では、町長が委員として協議会に、消防長が副幹事長として、総務課長、町長公室長、政策課長の合計4名が幹事として幹事会に参画しているほか、本町の消防本部内の総括担当として消防次長及び警防係副主幹を配置するとともに、窓口及び財政部会長に消防総務課長代理1名を選任しております。

さらに、各専門部会において、それぞれ所管の副主幹級各1名と各担当係長が参加し、庁内での情報共有をしながら協議を進めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、3つ目です。

現在の進捗状況についてお伺い致します。

消防長（青木 孝一）

兼若議員の現在の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

消防広域化協議会は、協議会、幹事会、各専門部会を構成し、消防組織法第34条第

1項に基づき「広域消防運営計画」を策定するために、2市1町の合意が必要な42項目について協議と準備を進めております。

なお、令和8年1月末時点で、各市町・消防の独自の運用事情や各重要事務事項の調整・合意形成に時間を要しているため、当初計画より約2か月の遅れとなっておりますが、令和9年4月1日の広域運用開始に向けて協議に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4点目です。

今後のスケジュールについてお伺いいたします。

消防長（青木 孝一）

兼若議員の今後のスケジュールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先の答弁のとおり令和7年4月1日に「丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会」を設立したことにより、広域化協議が開始され、令和9年3月まで各専門部会の進捗管理を行うとともにスケジュールに沿って提案事項をまとめ、9回の幹事会と、7回の広域化協議会で協議事項の承認を得て、2市1町の議会に「広域消防運営計画（案）」を上程する予定となっております。その後、各手続と準備を進めて令和9年4月に運用開始する見込みとなっております。

なお、現在のスケジュールでは「広域消防局」に係る「広域消防運営計画（案）」を、令和8年9月の第3回定例会に上程する予定で協議を進めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、5つ目です。

町民への周知予定及び方法についてお伺い致します。

消防長（青木 孝一）

兼若議員の町民への周知予定及び方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

消防広域化スケジュールでは、令和8年9月の第3回定例会に上程予定である「広域消防運営計画（案）」の策定に取り組むとともに、令和8年6月下旬から7月上旬を目標に、消防広域化の周知と意見公募やアンケートなどを開始する予定となっております。

手法と内容については2市1町の消防本部で協議中ではありますが、現在の予定として、各市町のホームページ等を活用して消防広域化協議会の目的に基づき、協議・合意を得て組織する「新しい消防組織」について広く周知を行い、町民の皆様からのご意見や情報を頂いた後、意見等の内容と広域消防での取組を公表して、令和9年4月からの新組織へのご理解を求めます。

あわせて、ご意見やアンケート等を参考に、町民の安心安全な生活に繋げて、継続

可能な消防広域体制の構築に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

最後の質問です。消防広域化による町民生活へのメリットとデメリットについてお伺い致します。

消防長（青木 孝一）

兼若議員の兼若議員の消防広域化による町民生活へのメリット・デメリットについてのご質問に答弁をさせていただきます。

近年、救急業務は緩やかな増加傾向を辿っており、本町においても令和7年は1,128件の過去最高出動件数となっております。また、火災出動は23件、救助出動は8件となります。このため、本町の重複出動は令和7年では約15.7%を占め、本部・署の出動体制を確保するために、非番職員の招集を行い、体制を維持しておりますが、人員と車両及び資器材の確保には限界があります。

これらを踏まえ、本町が受けるメリットとして広域化後は新組織内での応援連携が可能となり、災害時の初動体制に必要とする人員・車両及び資器材の確保と重複出動時等における出動体制確保が期待できます。あわせて、消防特殊車両の運用・維持等について行財政上の効率化を進めることが可能となります。

一方、デメリットとして、広域化により各署の出動管轄を一定にした消防隊・救急隊の直近出動指令体制を構築するため、2市1町の中で現在出動管轄が狭い本町では出動管轄が広くなり、多度津署での出動件数増加が予想されます。

このため広域化後は、出動運用等を含め継続的な調査研究を行い、住民サービスの向上につながるよう、消防広域化体制の維持強化に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

丸亀市、善通寺市、多度津町では財政規模が異なりますし、また考え方も異なり大変なことでしょうが、広域化されることにより、町民に不便にならぬよう、町民が安心して多度津町で住めると思ってもらえるよう、取り組んで頂けますようお願いを致して、6番 兼若 幸一の一般質問を終わります。

議長（金井 浩三）

これをもって、6番、兼若 幸一 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩と致します。再開は15時でよろしく申し上げます。

休憩 午後2時38分

再開 午後3時0分

議長（金井 浩三）

それでは休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に5番、門 秀俊 君。

議員（門 秀俊）

5番、門 秀俊、一般質問させていただきます。

一問一答方式でお願い致します。

1、瀬戸内国際芸術祭について、2、本町の防災対策についてお伺い致します。

2010年から始まった瀬戸内国際芸術祭は、今回で6回目を迎え、多度津町としても2013年の第2回から参加しており、今回で5回目の参加となりました。2025年の瀬戸内国際芸術祭も春・夏・秋の3期にわたって開催され、多度津町はこれまでと同様に10月3日（金）から11月9日（日）までの秋期間において、高見島で作品展開が行われました。私もボランティアとして作品管理や案内などに従事させていただき、今回の瀬戸内国際芸術祭を肌で感じるとともに、改めて高見島の良さだけでなく、瀬戸内海の多島美なども、来場者の方と共有出来たことは大変有意義だったと思います。

思い返しますと、前回の2022年の瀬戸内国際芸術祭は、コロナ禍ということもあり、ソーシャルディスタンスや密を避ける取組、マスクの着用、さらには手指消毒の徹底などを行いながらの開催であったことが、少し遠い過去のように感じます。対して、今回の瀬戸内国際芸術祭の特徴としては、まず挙げられるのが、インバウンド、外国人観光客の多さだったと思います。アジア圏からの来場者はもちろん、ヨーロッパやアメリカなどからも多くの方が来られており、国内外の方に高見島や瀬戸内海の良さを知ってもらう機会になったと思います。

その他のこれまでの瀬戸内国際芸術祭の違いとしましては、2022年までは京都精華大学を中心として作品展開が行われていましたが、前回からの継続作品は一部あったものの、今回からはこれまでと異なった作家やグループによる作品展開が行われたと把握しています。

それでは、今回の瀬戸内国際芸術祭の振り返りとして、以下4点について説明させていただきます。

1、今回の瀬戸内国際芸術祭における高見島への来場者数や傾向などについて、これまでの瀬戸内国際芸術祭と比較してどうだったかお答え下さい。

政策課長（吉田 拓也）

門議員の多度津町の門議員の高見島への来場者数や傾向についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、今回の瀬戸内国際芸術祭における来場者数についてですが、春・夏・秋の3会期、合計107日間の総来場者数は、県実行委員会の発表によると108万4,128人、前回比149.9%と増加し、過去最多であった2019年に次ぐ2番目に多い来場者数でした。また、本町が参加した秋会期における来場者数についても、今回は38日間の

開催で、合計48万758人、前回比156.2%と大きく増加したとの報告がありました。瀬戸内国際芸術祭全体で来場者数が増加した要因としては、新型コロナウイルス感染症がほぼ収束したことにより、前はほとんど見られなかった外国からの来場者が、議員のご質問のとおり大きく増加したことに加えて、新たにさぬき市、東かがわ市、宇多津町の2市1町が瀬戸内国際芸術祭に参画したことなどが考えられます。

次に、本町の来場者数については、今回が20,666人で、前回の21,596人と比較して95.7%と微減となりました。これは、瀬戸内国際芸術祭では自治体ごとに来場者数をカウントする基準施設が設定されますが、前は高見島に加えて本通地区でも作品展開が行われたことから、本町の基準施設として高見島2作品と本通地区1作品の計3か所となっていました。しかし、今回は本通地区では作品展開が行われず、基準施設が高見島2作品のみとなったことから、計測値としては微減したものと考えております。なお、高見島の案内所や受付などでの混雑状況からは、高見島への来場者自体は前回と比較して増加していたと感じています。

最後に、県実行委員会が実施したアンケートによりますと、今回の瀬戸内国際芸術祭における来場者に係る居住地の割合は、県内が27.4%、岡山県が9.4%、その他国内が40.2%、国外が23.0%とのことでした。この割合については、高見島においてもほぼ同様の割合であったと推察しており、県内のみならず県外、さらには、アジア圏や欧米などといった国外からも、本町とりわけ高見島にお越し頂けたものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問です。

瀬戸内国際芸術祭を開催するのにかかった費用についてお伺いします。今回の瀬戸内国際芸術祭で発生した費用を第2回からの費用もあわせてお答え下さい。

政策課長（吉田 拓也）

門議員の瀬戸内国際芸術祭開催の費用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、本町の瀬戸内国際芸術祭に係る予算については、瀬戸内国際芸術祭の主催者である「県実行委員会への負担金」に加え、「町実行委員会への負担金」、さらには会期中のみ運行する本島、高見島、栗島の3島を結ぶ臨時航路を運営する「船会社への負担金」の計3つがあります。なお、3つ目の臨時航路に係る負担金については、当該3島航路における積み残しに対して臨時につけ船を運行した際に発生する費用となりますが、2025年は定員数に余裕のある船舶が3島航路で運行されたことから、臨時のつけ船は運行されず当該負担金も発生しませんでした。

それでは、瀬戸内国際芸術祭開催に係る費用について、開催年度と開催前2か年の合計金額でお答えさせていただきます。

まず、2013年会期では、県実行委員会への負担金が375万円、町実行委員会への負担金が609万7,166円、臨時航路の負担金が64万7,849円で、合計1,049万5,015円でした。

次に、2016年会期では、県実行委員会への負担金が750万円、町実行委員会への負担金が830万円、臨時航路の負担金が31万2,796円で、合計1,611万2,796円でした。

次に、2019年会期では、県実行委員会への負担金が750万円、町実行委員会への負担金が751万2,000円、臨時航路の負担金が34万9,817円で、合計1,536万1,817円でした。

次に、2022年会期では、新型コロナウイルス感染対策に関する費用131万5,000円を含め県実行委員会への負担金が919万5,000円、町実行委員会への負担金が948万円、臨時航路の負担金が39万3,550円で、合計1,906万8,550円でした。

最後に、今回の2025年会期では、県実行委員会への負担金が808万円、町実行委員会への負担金が900万円、臨時航路の負担金は先ほど申し上げたとおり発生しなかったことから、決算未確定ではありますが、現時点で合計1,708万円となる見込みです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問です。

今回で5回目の参加となった瀬戸内国際芸術祭では、先程も申し上げたとおり、これまでと作品の内容が大きく変わっていました。その点も踏まえながら今回の瀬戸内国際芸術祭参加した効果や意義などの総括をお願いいたします。併せて、現時点で把握してる課題などがあればお答え下さい。

政策課長（吉田 拓也）

門議員の瀬戸内国際芸術祭に参加した効果や意義などの総括についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、作品内容については、高見島では前回まで京都精華大学有志を中心として作品展開が行われてきましたが、今回からはこれまでの継続作品に加えて、新規作品としてEAT&ART TARO氏による「エイリアンフード島の外来種」と、新規プロジェクトとしてBankART1929がディレクションを行った「高見島アートトレイル」が展開されました。その「高見島アートトレイル」では、7組の作家により計11もの作品が展示され、来場者からは好評いただきました。また、当該作品の中には「高見島アートトレイル」をトレイルする」というタイトルの映像作品があり、この映像作品は、多くの作品が展示された浦地区が急な傾斜地であったことから、足の不自由な方や高齢の島民の方のため、傾斜地からの風景や作品を巡るような内容となっており、特に島民の方から好評であったと聞いております。さらに、当該作品の一つに、多度津高校の生徒が制作に参加したり、多度津高校で養殖した海産物を使った商品が瀬戸内国際芸術祭に併せて提供されたりするなど、学校連携も活発に行わ

れました。

これらの作品展開なども踏まえ、瀬戸内国際芸術祭に参加した効果や意義としては、大きく3点が挙げられます。

まず、1点目として高見島をはじめ本町の知名度向上です。瀬戸内国際芸術祭は、国内はもちろん、海外からの注目度が極めて高いイベントとなっております。瀬戸内国際芸術祭2022では新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限のため、インバウンドの来場がほぼ見込めませんでした。今回の瀬戸内国際芸術祭では県内外はもとより多くの外国人の方に訪れていただきました。観光や移住、関係人口の創出などの様々な観点から、まずは本町を知ってもらい、実際に足を運んでもらうことが重要であり、その点において大きな意義があったものと考えております。

次に、2点目として瀬戸内国際芸術祭開催による経済効果が挙げられます。先日、日本銀行高松支店が発表した県全体での経済効果の推計によると、今回の瀬戸内国際芸術祭では、春会期47億円、夏会期44億円、秋会期103億円、合計で約195億円の経済効果があったと試算されております。これは前回よりも92億円ほど多い数字であり、本町においても少なからず開催による経済効果があったものと推察をしております。

最後に、3点目として高見島を中心とした活性化が挙げられます。高見島はご承知のとおり風光明媚で普段はとても穏やかな島です。そのような日常的な高見島の良さに加えて、3年に1度開催される瀬戸内国際芸術祭では多くの来場者の方々にお越しいただくことで、高見島を中心として活気が創出され、来場者はもちろん島民の方や島関係者の方などにも、感動と元気、安らぎなどを感じていただけたと考えております。

一方で、瀬戸内国際芸術祭を開催するにあたっての課題としては、「多度津港・高見島間のアクセスの改善」です。今回の開催にあたって、県実行委員会や船会社とは事前協議を複数回行い、通常のフェリー定期船に加えて、臨時のフェリー便を追加いただくとともに、可能な限りつけ船を運行いただきました。しかし、特に休日においては、平日の約2倍、運送できる定員数を上回る来場者がお越しになったことから、時間帯によっては積み残しや混雑が発生し、一部の来場者にご不便をおかけしたことが今後の課題と認識をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問させていただきます。

今言われました課題に対して、現時点で何か対策や対応はありますか、お答え下さい。

政策課長（吉田 拓也）

門議員の再質問に答弁をさせていただきます。

多度津港と高見島間のアクセスの改善については、民間事業者であるフェリー会社

の経営にも関わる部分でもあり、現時点で即効性のある解決策は明確にこれとご提示できるものはございませんが、今後もし開催することとなった場合には、島民の方はもちろん、来場者にとってできるだけご不便の少ない船便について、関係機関と検討をし、できるだけ混雑しないような仕組みを構築する必要があると考えております。具体的なアプローチの一例としては、島へのアクセスを瀬戸内国際芸術祭開催するにあたっての重要課題と位置づけた上で、フェリー会社だけではなく主催者である県実行委員会とも、広域的な観点も含めて改善策を検討するとともに、あわせて事前の混雑予想などの情報発信をこれまで以上に強化することによって、できる限り混雑の緩和に努めるなど、複合的な取組が必要になってくると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問です。

次回の瀬戸内国際芸術祭は、これまでと同様のスケジュールで仮定すると、2028年に開催されるものと思います。次回への参加の意向について、町として現時点ではどのようにお考えか、お答え下さい。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の次回の瀬戸内国際芸術祭への参加の意向についてのご質問に答弁をさせていただきます。

次回の瀬戸内国際芸術祭につきましては、令和7年11月の県議会定例会において、県知事より2028年に瀬戸内国際芸術祭を開催したいとの意思表示がありました。なお、正式には今月下旬に開催が予定されております県実行委員会の総会において、2028年の開催が決定される予定との報告を受けております。

本町といたしましては、瀬戸内国際芸術祭は国内のみならず海外に向けて多度津町の魅力をPRできる一大イベントであり、また、これまで5回にわたり参加してきた中で、県実行委員会は基より、県内市町や企業、学生、ボランティア、地元住民の方などと連携しながら、離島振興だけではなく文化振興や地域活性化にも取り組むことができしており、非常に意義深い事業であると考えております。

以上の理由から、2028年に開催が予定されております次回の瀬戸内国際芸術祭につきましても、現時点では参加する方向で調整するよう担当課に指示を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

それでは、3年後も楽しみにしております。

次に、本町の防災対策についてです。

今年の1月6日午前10時17分頃、島根県東部を震源とした最大震度5強の地震が発生し、多度津町でも震度4ほどの大きな揺れを観測しました。「地震は忘れた頃にやってくる」と常々言われていますが、予期しない大きな地震の発生に多くの人が

恐怖を感じたと思います。また、今回の地震発生の直前には、携帯電話などから聞きなれないアラームの音が鳴り、これから何が起こるのか不安に思われた方も多かったのではないかと思います。

過去日本では1995年1月17日の阪神淡路大震災や2011年3月11日の東日本大震災、2016年4月16日の熊本地震、令和6年1月1日の能登半島地震などをはじめとして、大きな地震が断続的に発生し、そのたびに住宅の倒壊や津波被害、インフラの寸断、そして長期化する避難生活など、広範囲に甚大な被害を受けたことは、忘れることが出来ない記憶として残っています。そして、今もなおそれらの地震で多くの方々が不自由な生活を余儀なくされていることを報道で目にしています。

しかし、地震などのような大きな事象であっても、直接被害がなかった地域ではその記憶は時間とともに徐々に薄れ、それに伴って危機意識も薄れていきます。今回起こった地震では、幸い多度津町では大きな被害はなかったようですが、改めて地震に対する恐怖を思い起こせられるとともに、災害に対する日頃からの備えの重要性を再確認する必要があると感じました。

そのことも踏まえながら、近い将来、高い確率で発生することが予測されている南海トラフ巨大地震などへの本町の備えについて、確認の意味を込めまして、以下5点を質問させていただきます。

1、地震発生時に身を守る行動として、以前までは「机の下などに身をかがめる」といったことが言われていましたが、しかし、近年の想定を超える大きな地震では建物自体の倒壊リスクの高まりとともに、津波による甚大な被害も発生しています。それらを踏まえた上で、地震発生時の自分の身を守る上で、住民がとるべき初動について、確認の意味を込めて改めてお答え下さい。

総務課長（谷口 賢司）

門議員の地震発生時に自分の身を守る上で住民がとるべき初動についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和7年1月に「一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会」が発行した「危機管理ハンドブック 地震・津波について知ろう 自助編」によりますと、大きな地震が発生した際に取りるべき行動としては、まずは自分の身の安全を確保することが挙げられています。

同ハンドブックに記載のある、「自宅にいるときに地震が発生した場合」と「自宅外で地震が発生した場合」に分けて説明を致します。

まず、自宅にいるときに地震が発生した場合ですが、地震の発生後すぐに丈夫なテーブルの下へ潜り込むなどして、インテリア等の落下や冷蔵庫などの転倒、移動などに伴う被害を回避する行動が求められます。また、就寝中であれば、枕や布団で頭を守ることが必要です。

次に、自宅以外で地震が発生した場合ですが、路上や車の運転中など、それぞれの

状況に応じて異なった対応が求められます。路上であれば、ブロック塀や自動販売機等の倒れてくるおそれのあるものから離れ、鞆等で頭を守りながら姿勢を低くすることです。車の運転中であれば、ハザードランプを点灯させ、ゆっくりと減速して道路の左側に停車することです。エレベーターの中であれば、揺れを感じたら行先階のボタンを全て押し、最初に停止した階で降りることです。そして、その場で揺れが収まるまでは安全を確保する体勢を維持し、揺れが収まってから次の行動に移ることが必要です。

なお、以前は、地震発生時には「火の元を確認する」ことを優先的に行うことが求められていましたが、現在では都市ガス、プロパンガスともに、強い揺れを感じると自動でガスが止まるようなシステムになっていますので、慌ててガスコンロのスイッチを切る必要はありません。まずはご自身の身の安全確保を最優先してほしいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問です。

避難所や備蓄物資などの本町の備えは十分なのか。また、家具の転倒防止などの防災に関する町の補助メニューについて詳細にお答え下さい。

総務課長（谷口 賢司）

門議員の避難所や備蓄物資等の備え及び防災に関する町の補助についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町では、香川県地域防災計画における緊急物資の備蓄マニュアルに基づき、災害備蓄品の整備を進めています。この備蓄マニュアルは、避難所関連物資の備蓄についての考え方をまとめたもので、令和7年12月に改訂されています。このマニュアルは、市町のみならず、自主防災組織や事業所等が災害備蓄を行う際の指針として活用することで、適切な物資の確保をすることができるとも考えています。

発災直後からの3日間の備蓄対応について、このマニュアルによりますと、1日目は住民自らの自助や地域における共助による備蓄物資で賄う。2日目は県と市町で必要な1日分の備蓄物資を3分の1ずつ提供し、残りの3分の1は協定等による流通備蓄で賄う。そして3日目は全て流通備蓄で対応することとされています。

次に、備蓄すべき品目は従来からの「食料、毛布、乳幼児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品及び飲料水」に加え、令和6年1月に発生した能登半島地震から得られた教訓を基に「簡易ベッドとパーティション」が追加されました。

本町の備蓄状況は、県の新たな被害想定により旧被害想定よりも避難者が増加することや備蓄すべき品目が追加されたことなどから、一部の備蓄品目については目

標に届いていない状況です。これら不足分については国や県の補助事業を活用しながら、早期に目標を達成できるよう引き続き調達に努めます。

次に、防災に関する町の補助事業についてですが、代表的な事業は2つです。

1つ目は、居住している住宅の家具類の転倒防止に必要な器具等を購入する際に、対象経費の3分の1、最大1万円を補助する「多度津町家具類転倒防止対策促進事業補助金」です。2つ目は、昭和56年5月31日以前に着工された住宅に対して、耐震診断や耐震改修工事を行う際に、最大120万円を補助する「多度津町民間住宅耐震対策支援事業費補助金」です。

今後も、先進的な取組を行っている自治体の事業を参考にして、新たな補助事業について検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問致します。

先程の「多度津町家具類転倒防止対策促進事業補助金」及び「多度津町民間住宅耐震対策支援事業費補助金」の過去の実績について教えて頂けますか。

総務課長（谷口 賢司）

門議員の再質問に答弁を致します。

「多度津町家具類転倒防止対策促進事業補助金」及び「多度津町民間住宅耐震対策支援事業費補助金」の実績についてでございますが、

まず、「多度津町家具類転倒防止対策促進事業補助金」です。過去3年度の実績でございます。令和5年度、申請件数が5件、補助金額が3万4,000円。令和6年度、申請が7件、補助金額が3万7,000円。令和7年度、申請が2件、補助金額が8,000円でございます。

次に、「多度津町民間住宅耐震対策支援事業費補助金」です。こちらも過去の3年度の実績ですが、令和5年度、申請が4件、補助金額が218万円。令和6年度、申請が16件、補助金額が252万3,000円。令和7年度、申請が20件、補助金額が1,130万4,000円です。

以上のことから、住民の方の民間住宅の耐震対策に係る関心が徐々に高くなっている認識を持ってございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問です。

災害の備えはもちろん、危機意識の低下を防ぐ意味でも、定期的な防災訓練も重要になってくると思います。防災訓練の取組状況をお答え下さい。

総務課長（谷口 賢司）

門議員の防災訓練の取組状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、南海トラフ地震等、大規模災害の発生に備えるため、町民の防災意識及び自助・共助の必要性に対する認識の向上と、本町における防災体制を強化するこ

とを目的として、住民参加型防災訓練を毎年1回、小学校区を単位として開催しています。この訓練には、地区の住民や町内の自主防災組織のほか、町消防本部、町消防団、町社会福祉協議会、町PTA連絡協議会、県防災士会、丸亀警察署、陸上自衛隊第15即応機動連隊、県広域水道企業団、防災関連品の取扱業者及び香川河川国道事務所に参加・協力をしていただいております。今年度は、令和7年11月30日に白方地区を対象として白方小学校等で実施しました。

今後は、県の新たな被害想定で追加された「災害関連死」を減らすため、避難所における住環境の向上を目的とした避難所設営訓練や、災害発生時の職員の初動態勢を強化するための対応訓練の実施も検討しております。

訓練の内容によっては、議員の皆様方にもご参加、ご協力を依頼したいと考えていますのでよろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問です。

多度津町の特性を踏まえますと、防災における大きな課題として沿岸部の津波対策と離島の孤立などが課題として考えられますが、その対策や備えについてお答え下さい。

総務課長（谷口 賢司）

門議員の沿岸部への津波対策と離島の孤立への備えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

県の新たな被害想定によると、南海トラフ地震における最大クラスとされる「L2クラス」では、本町に最大3.6mの津波が到達し、10cm以上浸水する面積は最大で392ヘクタールとされています。

また、津波による死者想定は80人とされており、建物倒壊による死者想定50人を上回る被害想定となっていることから、議員ご指摘のとおり、沿岸部における津波対策は非常に重要であると考えています。

このL2クラスの被害想定では、地震によりコンクリート堤防等が100%沈下した想定となっています。つまりハード対策が全く機能しなかったという条件で試算を行っていますので、この想定においてはソフト対策を強化するしかありません。津波による人的被害は、住民全員が迅速かつ適切な避難行動をとることで約2割にまで減少するとの試算もありますので、速やかに安全な場所まで避難していただくことが最も重要です。

町では、令和6年3月に更新したハザードマップを町内全戸へ配布したほか、防災訓練や出前講座の実施により、住民の皆様へ適切な避難行動についての啓発に努めています。

高見島及び佐柳島については、津波によって港湾施設が損壊することなどにより孤立する可能性が考えられます。その対策としては、高見島1か所、佐柳島2か所の

指定避難所に、島民の方々の3日分に相当する食料等を備蓄しています。また、必要な場合には県防災ヘリコプターによる搬送を要請する計画となっています。

今後は、地元住民の方々及び本町出張所職員並びに消防本部と協議し、沿岸部及び島しょ部の実態に応じた訓練等を検討したいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

最後の質問です。

現在、防災対策として重点的に取り組んでいること、または今後取り組もうとしていることがあればお答え下さい。

総務課長（谷口 賢司）

門議員の現在の防災対策における重点的な取組及び今後の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町で重点的に取り組んでいるソフト面での防災対策としては、避難所における住環境の整備事業があります。県の新たな被害想定において、災害関連死による死者想定数が追加されました。本町の死者想定数は40人から80人程度とされており、津波に匹敵する被害が想定されています。これを防ぐためには、避難所における住環境の整備が重要であるとされています。具体的な対策としては、就寝環境の向上につながる簡易ベッド、プライバシー確保のためのテント式パーティション、衛生環境を維持するための携帯トイレといった備蓄品の充実などです。このため本町では、国や県の補助事業を活用して積極的に備蓄を進めています。

また、整備した備蓄品を活用して、住民自らが避難所を設営する「住民参加型の避難所運営訓練」を実施したいと考えています。

一方、ハード面では、災害時の冷静かつ的確な避難行動を促すための情報発信ツールとして、既存の防災行政無線を更新する予定としています。

さらに、防災を担当する職員育成として、滋賀県にあるJIAM（全国市町村国際文化研修所）に令和6年度、7年度にそれぞれ職員を1名派遣し、「避難行動要支援者対策～災害弱者をつくらない～」及び「災害発生時の市町村の対応」に係る研修を履修してきました。同研修には全国各地から同じ課題意識を持つ自治体職員等が集まり、実践的な研修になったとのこと。

今後も、同様の研修に職員を派遣し、住民の安全と安心を守る取組ができる職員を増やしていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

防災対策は今後も続きます。よろしくお願い致します。

以上で一般質問を終わります。

議長（金井 浩三）

これをもって、5番、門 秀俊 議員の質問は終わります。

それではこれにて一般質問を終了致します。

一同、ご起立をお願いします。礼。

本日の日程は全て終了致しました。これにて散会致します。

次回は明日午前9時より一般質問を行いますので、よろしくお願い致します。

長時間お疲れ様でした。

散会 午後3時43分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和8年3月10日
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局 長

書 記